

東近江市学校長寿命化（個別施設）計画



令和3年（2021年）3月

目次

【学校施設の長寿命化計画の構成】

目標設定	第1章 計画の背景・目的	p. 1
	<p>背景 p. 1 → 目的 p. 2</p> <ul style="list-style-type: none">計画期間 p. 4対象施設 p. 4	
実態把握	第2章 学校施設の目指すべき姿	p. 5
	第3章 対象施設の実態整理	p. 9
	<ul style="list-style-type: none">● 学校施設の運営状況、活用状況の実態 p. 9● 学校施設の老朽化状況の実態整理 p. 24● 学校施設の課題 p. 31	
方針の設定	第4章 学校施設整備の基本的な方針	p. 33
	<ul style="list-style-type: none">● 学校施設の規模・配置計画の方針 p. 33● 改修の基本的な方針 p. 35	
	第5章 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準	p. 39
長寿命化計画の策定・運用	<ul style="list-style-type: none">● 改修等の整備水準 p. 39● 維持管理の項目・手法 p. 41	
	第6章 長寿命化の実施計画の策定	p. 42
	<ul style="list-style-type: none">● 維持・更新コスト p. 42● 改修等の優先順位付け p. 45● 実施計画の策定（10年間） p. 46	
	第7章 長寿命化計画の継続的運用方針	p.47
	<ul style="list-style-type: none">● 情報基盤の整備と活用 p. 47● 推進体制等の整備 p. 47● フォローアップ p. 48	

第1章 計画の背景・目的

1-1 背景

東近江市（以下「本市」という。）の教育関連施設として、小学校22校、中学校9校、認定こども園13園、幼稚園5園を有しています。

昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準で建設された校舎や体育館などの構造躯体については、本計画策定時点で耐震性が確保されていることが確認されていますが、昭和40年代及び昭和50年代に建設された学校施設では、老朽化が進行しており、今後、集中的に更新時期を迎えることになります。

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活する場であることはもちろん、地域住民にとっての生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動や地域コミュニティの場であり、災害時には防災拠点や避難所としての役割も果たす重要な施設です。そのため、学校施設の老朽化対策は、先送りできない重要な課題ですが、これらの更新を進める上で将来的に多くの財政負担が必要となります。

今後、人口減少等による市税収の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等経費の増大などにより厳しい財政状態が続くと見込まれています。このため、学校施設の維持管理・更新に当たっては、更新経費や維持管理経費を確保することに加え、コストの縮減、平準化を図りながら計画的に進めることが必要です。

（本計画においては、「小中学校」「幼稚園」「認定こども園」の施設を総称して「学校施設」と表記します。また、特段の注釈がないものについては、東近江市立の「学校施設」のことを指します。）

1-2 目的

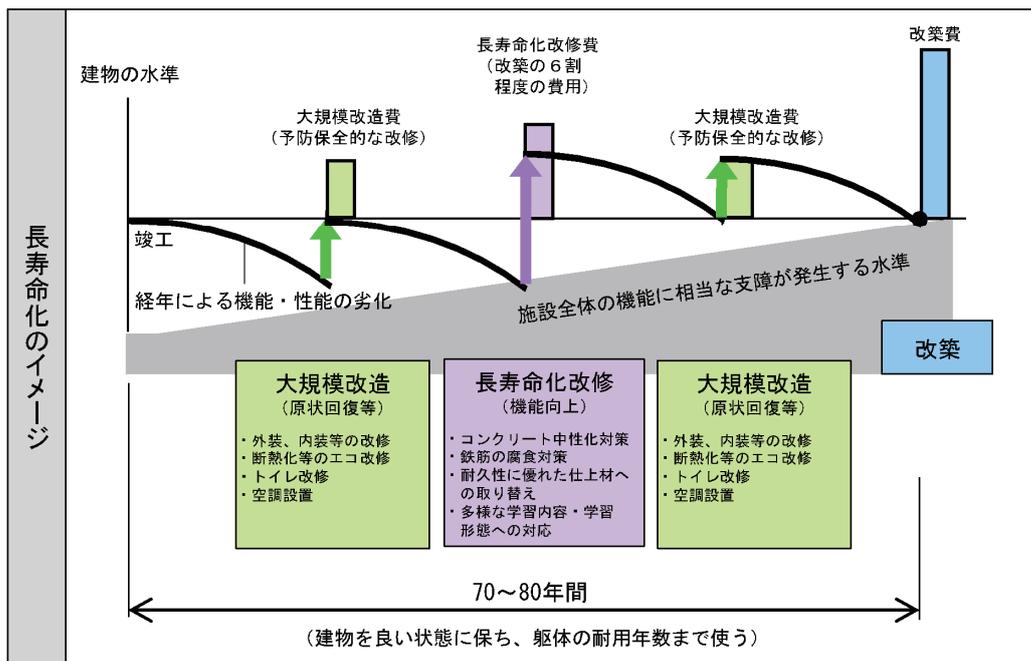
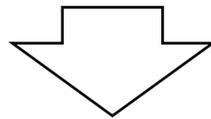
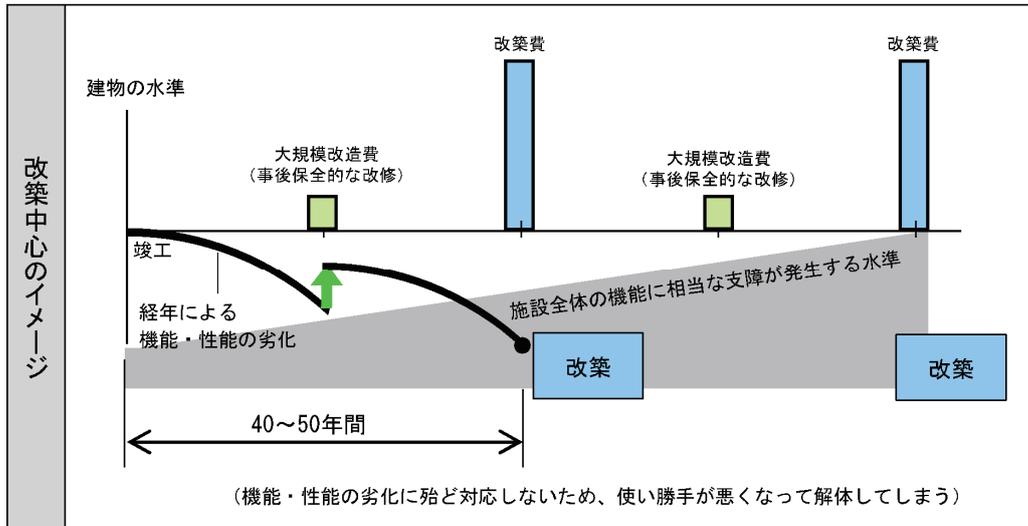
国土交通省は、平成25年（2013年）11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、国民の安全安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性を打ち出しました。これを踏まえ、文部科学省は、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）を策定しました。

本市においては、公共施設全般の効率的な維持管理を進めるための基本方針を定めた東近江市公共施設等総合管理計画を平成29年（2017年）3月に策定し、公共施設（建物）について以下の基本方針を示しました。

○公共施設に関する基本方針	
方針1【施設の長寿命化の推進】	
<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの重要性や地域ニーズ等を勘察し、施設の長寿命化を図ります。 ・法定点検をはじめとする定期的な点検管理を行います。 ・安全安心な運営と維持管理に努めます。 ・長寿命化と併せて耐震性の確保を進めます。 	
方針2【保有量の適正化】	
<ul style="list-style-type: none"> ・今後のまちづくりや需要予測を基に、適正な施設配置に努めます。 ・施設分類ごとに計画的な維持、修繕、更新を行います。 ・民間資金（PPP/PFI等）等の活用も視野に入れ、財源確保に努めます。 	
方針3【運営の効率化】	
<ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応した運営形態の見直しを図ります。 ・行政が提供すべきサービス内容を検証し見直しを図ります。 ・利用者負担の公平性を確保します。 	

東近江市学校長寿命化（個別施設）計画（以下「本計画」という。）は、平成29年（2017年）3月に文部科学省により策定された「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づいて作成します。本計画は、学校施設の状況や将来的な需要見通しを踏まえ、各学校のあり方を考慮した上で、効率的かつ効果的な施設別の事業方法を選定するとともに、長寿命化のための事業計画を定めるものです。予防保全的な維持管理、計画的な修繕や改善等を通じてライフサイクルコストの縮減を図りながら、あわせて中長期的な視点から財政負担を軽減し、平準化を図ることを目的として策定するものです。

改築中心から長寿命化への転換のイメージ



出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（文部科学省）

1-3 計画期間

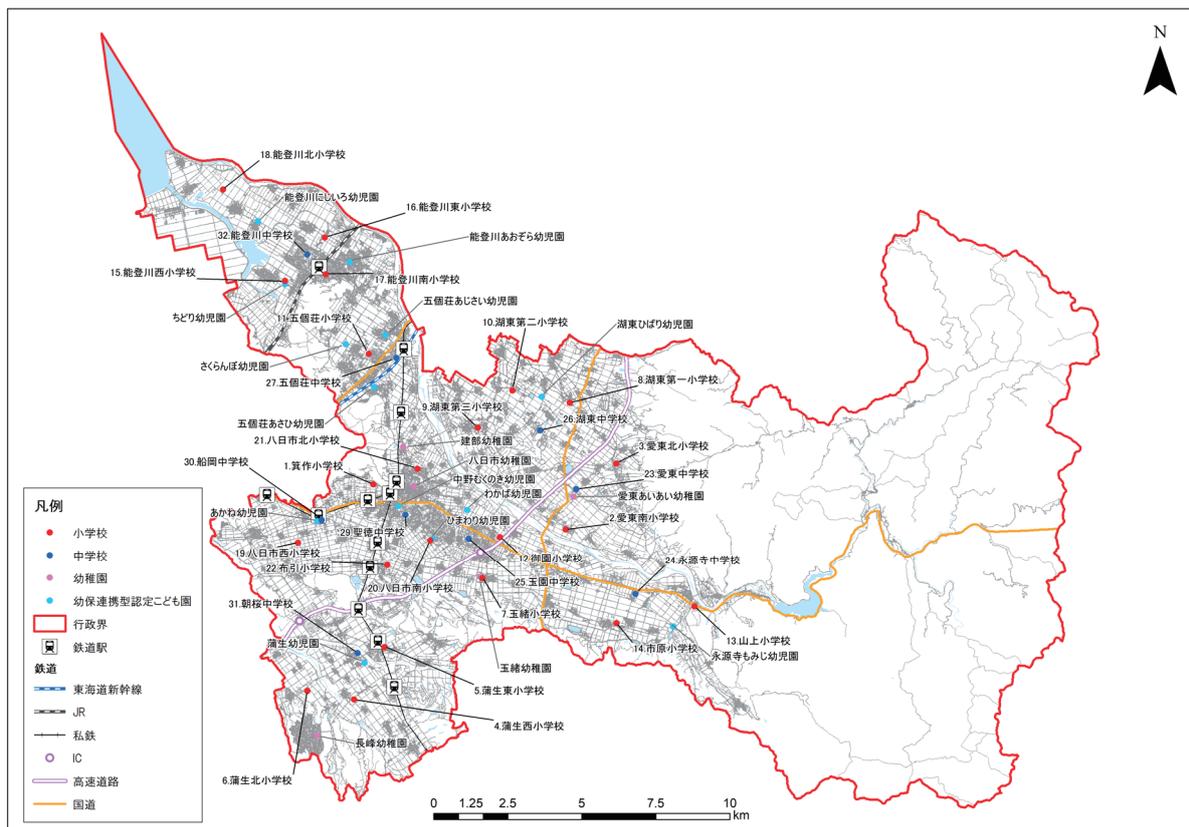
本計画の期間は、令和3年度から令和42年度までの40年間を見通しつつ、児童生徒数の変化、社会経済情勢、国の補助制度の変化に対応していくことが可能となるよう、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

1-4 対象施設

本計画における対象施設は、以下に示す全ての施設とします。

中学校（校舎、体育館、プール、グラウンド及び学校付帯施設）	9校
小学校（校舎、体育館、プール、グラウンド及び学校付帯施設）	22校
認定こども園、幼稚園	18園

図 対象施設位置図



第2章 学校施設の目指すべき姿

学校施設の目指すべき姿を示すに当たり、本市の最上位計画となる「第2次東近江市総合計画基本構想・前期基本計画」を以下に整理します。

■第2次東近江市総合計画「基本構想・基本計画」概要版

ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

分野・基本施策		施策・具体的な取組
政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち		
共生	1 地域の課題解決能力が育つまちをつくり ます	協働のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 郷土愛を育み、地域の困りごとを解決するため、知恵を出しあい共に汗をかく人づくりの推進 コミュニティビジネスに取り組む団体等を支援 市民活動・地域コミュニティへの支援 <ul style="list-style-type: none"> 市民活動を担う人材を発掘し、人材を活用できる体制づくり 自治会の活動を支援し、集落機能を維持する取組の推進
政策2 子どもが健やかに育つまち		
子ども	1 様々な家庭の子育てを支援するまちをつ くります 2 子育てへの悩みにきめ細かく対応できる まちをつくります 3 子どもが元気に育つ幼児教育・保育が充 実したまちをつくります 4 多様化する子育てニーズに対応できる環 境が整備されたまちをつくります	子育て家庭への切れ目ない支援 <ul style="list-style-type: none"> 結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目ない支援 子育て家庭の経済的な負担の軽減 子どもを守る・子育て家庭の不安の解消 <ul style="list-style-type: none"> 虐待の早期発見と適切な初期対応 子どもの貧困対策の推進 子どもの相談体制の充実 幼児教育・保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> 保育人材の積極的な確保 企業内保育など新たな保育の受け皿づくりの推進 子育て拠点の機能の充実 幼児教育・保育施設の充実 子育て支援拠点機能の充実
政策3 未来を創造するひとをつくるまち		
教育	1 子どもと大人と地域が共に育つまちをつ くります 2 子どもが安全で快適な環境のもと学べる まちをつくります 3 子どもが健やかに育つことができるまち をつくります 4 子どもの食を支えるまちをつくります	教育環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の計画的な改修 児童・生徒の育成 <ul style="list-style-type: none"> 生きる力を育む豊かな体験活動等を実施 外国籍児童・生徒の学習支援 教育内容等の充実 <ul style="list-style-type: none"> 学ぶ力の向上推進 ふるさとへの愛着や誇りを醸成する取組の推進 教育相談体制の充実 学校給食への地場産農産物の利用拡大
生涯 学習	5 生涯にわたり学ぶことができ、学んだこと が生かせるまちをつくります 6 気軽にスポーツを楽しむまちをつくります 7 生涯を通じて図書に親しめるまちをつ くります	多様な学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育に携わる人材育成等社会教育の推進 スポーツの推進 <ul style="list-style-type: none"> 気軽に運動やスポーツに取り組む機運の醸成 団体等を見据えた競技力向上、選手育成や施設整備 市民のための図書館づくり <ul style="list-style-type: none"> 鮮度の高い蔵書の維持、市民の求める資料の提供
歴史 文化	8 豊かな歴史・文化・伝統を生かすまちをつ くります	地域文化の継承と創造 <ul style="list-style-type: none"> 新しい時代に向けた博物館運営 文化財の保存・継承と活用・愛護の普及 <ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした伝統文化の調査・継承支援 日本遺産の普及啓発 ふるさとの歴史や文化を守る心を育む取組の推進

平成28年3月策定（計画期間2016年度～2020年度）

また、東近江市教育振興基本計画（教育三方よしプラン）において、「学校教育環境の向上」「多様化する社会課題への対応」として、学校等施設整備について以下の推進施策が示されています。

■東近江市教育振興基本計画（教育三方よしプラン）推進施策抜粋

（2）学校教育環境の向上

① 就学前教育施設及び保育施設の整備

- ❖ 保育園、幼稚園及び認定こども園の計画的な整備に取り組みます。
- ❖ 施設の老朽化など緊急度の高い施設から整備を進め、安全な就学前教育の環境を整えるとともに、新たな社会課題に対応できる設備や機器の導入を図ります。
- ❖ 民間保育園の施設整備や運営を支援します。

② 小中学校施設・設備の整備

- ❖ 計画的な施設整備を進め、児童生徒の安全・安心を高める学校教育環境の向上を図ります。
- ❖ 情報教育、環境教育、国際理解教育等、時代の要請に応じた新しい教育に対応できる設備・機器の導入やシステムの整備を進めます。
- ❖ 計画的に導入を進める電子黒板や各校に配置された太陽光発電設備等を積極的に活用し、教育効果を高めます。

（3）多様化する社会課題への対応

① 新たな社会に対応した教育の推進（抜粋）

- ❖ コンピュータを活用した情報教育や情報モラルに関する教育の充実を図ります。
- ❖ 身近な環境について、地域及び家庭と連携し実践的に学ぶエコスクールなど、環境教育の推進を図ります。
- ❖ 外国語指導助手（ALT）の小中学校への派遣により、外国語活動や英語教育の充実を図ります。
- ❖ 学校防災マニュアルの作成やそれに基づく避難訓練の実施など、防災教育の充実を図ります。
- ❖ 消費者・ビジネス教育など、新しい社会課題に対応したテーマに関する研究・教育の充実を図ります。

② 情報の取得と指導技術の向上（抜粋）

- ❖ ICT（情報通信技術）など時代の要請に応じて新たに指導が必要なテーマや課題に対し、教職員の研修や体験機会の充実、学習環境の整備を図ります。

③ 外部の知的資源との連携の強化（抜粋）

- ❖ 大学や研究機関などとの連携により、新たな課題やテーマに対して、常に最新の動向や情報を取得できる体制の充実を図ります。

以上を踏まえ、本市の学校施設の目指すべき姿として、安全安心な保育、学習の場の提供はもとより、新しい教育への対応の実現、地域の拠点としての役割を担うため、次のとおりとします。

学校施設の目指すべき姿

1 安全・安心な学校施設

- ①学校施設は、子どもたちの学習と生活の場であるとともに、地域コミュニティや災害時の防災拠点、避難所としての役割を果たす施設でもあるため、安全かつ安心な施設環境を確保します。
- ②安心して有意義な学校生活が送れるよう防犯対策を強化し、犯罪や事故を未然に防ぎます。
- ③構造部材のみならず非構造部材の耐震化を進め、照明器具の落下や什器類の転倒を防止するための措置を講じます。

2 快適性が確保された学校施設

- ①近年の教育内容の多様化や生活様式の変化を踏まえ、トイレの洋式化、エアコンの整備などにより快適性を高め、学習に集中できる環境を確保します。
- ②誰もが安心して学校施設を利用できるようエレベーター、多目的トイレなど、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を図ります。
- ③教職員の業務量が増加し、多様化している実態に鑑み、事務の負担や学校施設等の維持管理にかかる負担を軽減できる施設にします。

3 環境に配慮した学校施設

- ①高断熱材や複層ガラスの採用、LED照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入、自然の光や風などの自然エネルギーの有効活用など、環境に配慮した施設整備に積極的に取り組み、環境教育に生かします。
- ②学校施設への木材利用により、ストレス緩和、集中力促進を図り、教育環境を向上させます。

4 多様な教育・学習活動に適応した学校施設

- ①調べ学習、チームティーチングや少人数指導などの多様な学習集団・学習形態に対応しやすい空間を設けます。
- ②地域や学校施設の歴史等を学習し、伝統や文化に関する教育を行うための環境を整備します。また、グローバルな社会に向けた教育環境を整えます。
- ③情報化の進展と普及に伴い、ICT環境の一体的な整備を効率的に進めるとともに、少人数学習や特別支援教育に対応した施設を整備します。
- ④学校図書館を充実させ、いつでもどこでも学べる環境を整えます。
- ⑤学校給食共同調理場（給食センター）と連携しながら「食育」について学習する環境を整えます。
- ⑥グラウンド、屋内運動場、柔剣道場等の施設を充実させ、健全育成を推進するとともに、生涯スポーツの振興に資する施設を整備します。

5 地域の拠点としての学校施設

- ①生涯学習の場としての活用や放課後児童クラブ室等の設置を見据え、地域コミュニティの活性化に資することのできる施設を整備します。
- ②社会情勢の変化に伴い、空き教室などをセミナールームや福祉施設などに柔軟な対応ができるよう施設の活用を図ります。
- ③地震、台風、豪雨等の災害発生時に地域住民の避難所としての防災機能を有する施設を整備します。

第3章 対象施設の実態整理

3-1 学校施設の運営状況、活用状況の実態

1 類型別公共施設の保有状況

平成29年（2017年）3月策定の東近江市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）において、対象とする施設数は304施設、735棟となっており、その面積（総延べ床面積）は約483,667㎡、市民一人当たりでは4.19㎡となっています。

延床面積では、学校教育施設が42.3%を占めており、総合管理計画の対象施設の中で最も多くなっています。

図 東近江市の建築年ごとの建築系公共施設等の面積推移

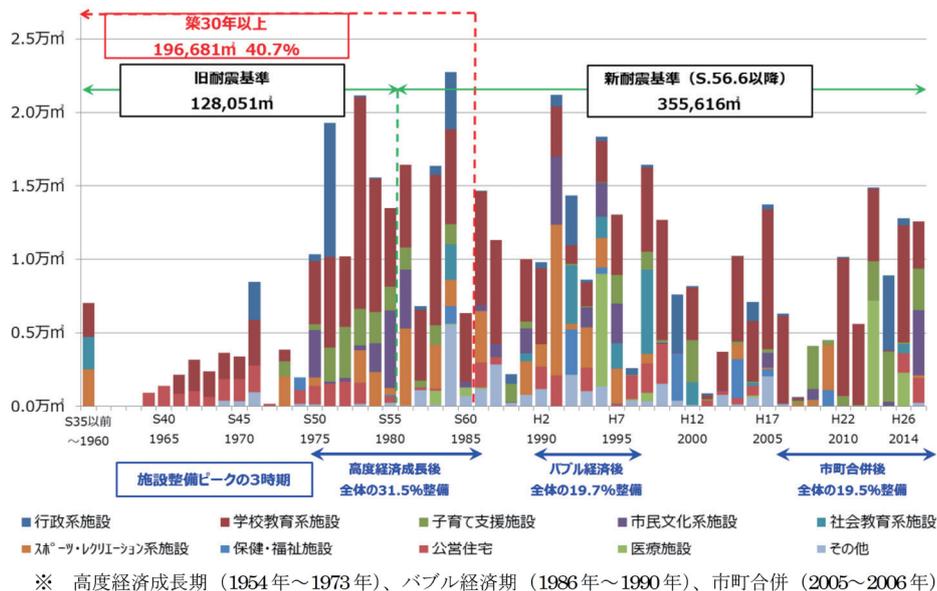
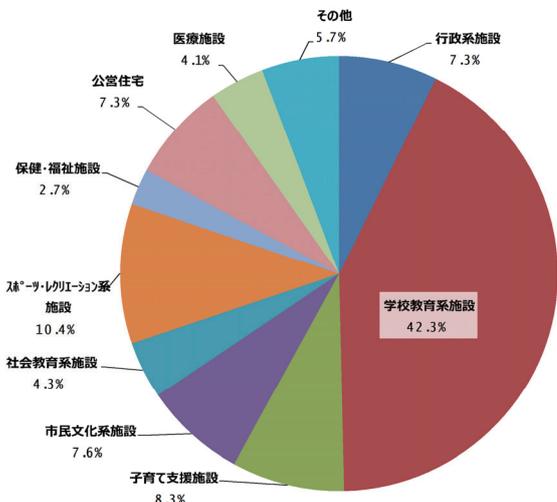


図 東近江市の施設類型別の延床面積構成比

施設類型	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
行政計施設	44	58	35,296.2	7.3
学校教育系施設	36	197	204,758.9	42.3
子育て支援施設	48	103	40,310.3	8.3
市民文化系施設	24	39	36,543.6	7.6
社会教育系施設	19	22	20,624.6	4.3
スポーツ・レクリエーション系施設	33	60	50,418.8	10.4
保健・福祉施設	13	19	12,995.2	2.7
公営住宅	26	131	35,521.5	7.3
医療施設	10	17	19,597.9	4.1
その他	51	89	27,600.0	5.7
合計	304	735	483,667.0	100.0



※出典：東近江市公共施設等総合管理計画

2 財政状況（総合管理計画から）

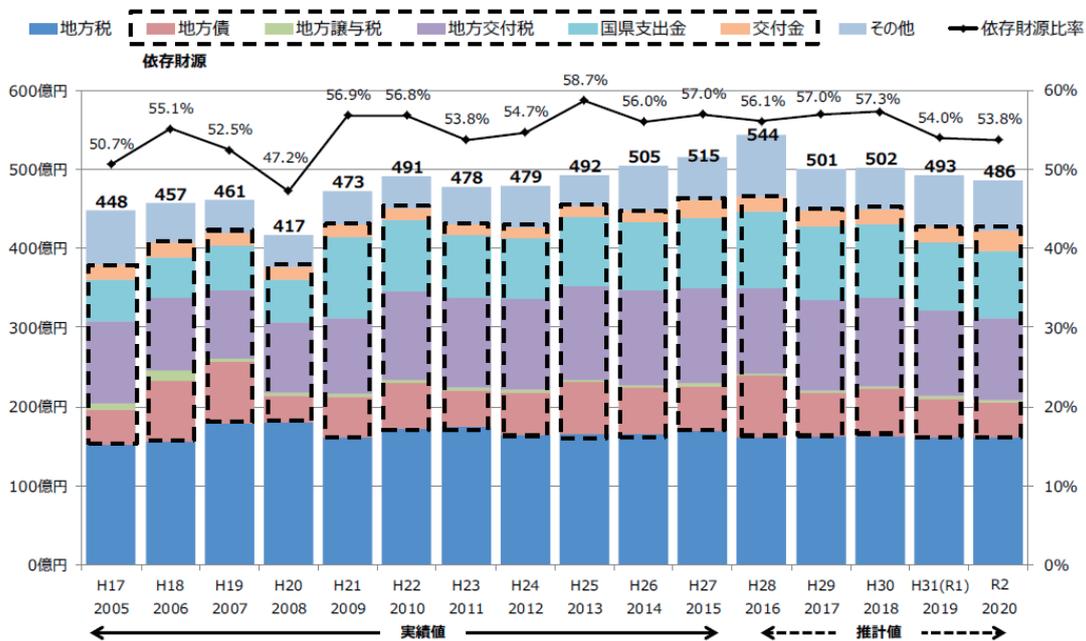
(1) 歳入の実績と見通し

平成17年度から平成27年度までの歳入総額は、448億円から515億円へと増加してきましたが、「平成29年度予算編成方針における財政推計」（以下「財政推計」という。）によると、令和2年度で486億円まで縮小するとしています。歳入総額の減少は、国が合併推進のために講じた特例措置である地方交付税の算定替えや合併特例債の発行が平成27年度以降から段階的に縮小することによるものとなります。

歳入の内訳を見ると、景気低迷による市税収入の減少や国の経済対策により自主財源の割合が減り、今後も同様の傾向が続くと想定されます。

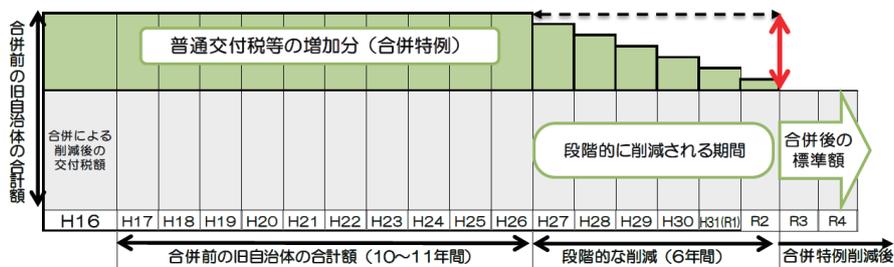
さらに、生産年齢人口の減少による市税収入等の減少によって、歳入規模が縮小すると考えられます。

図 費目別の歳入実績と推計



出典：実績値は「地方財政状況調査票（決算統計）」（平成17年度から平成27年度）、推計値は「平成29年度予算編成方針」における財政推計による。平成28年度の推計値は、繰越予算、6月補正予算を含む。また、平成28年度以降の推計値には国の指針により、公立の保育にかかる給付費の歳入と歳出を約13億円計上している。

図表1-5：普通交付税の合併特例分の段階的削減のイメージ



※ 交付税収入の減少によって、普通建設事業費に充てられる金額が減少

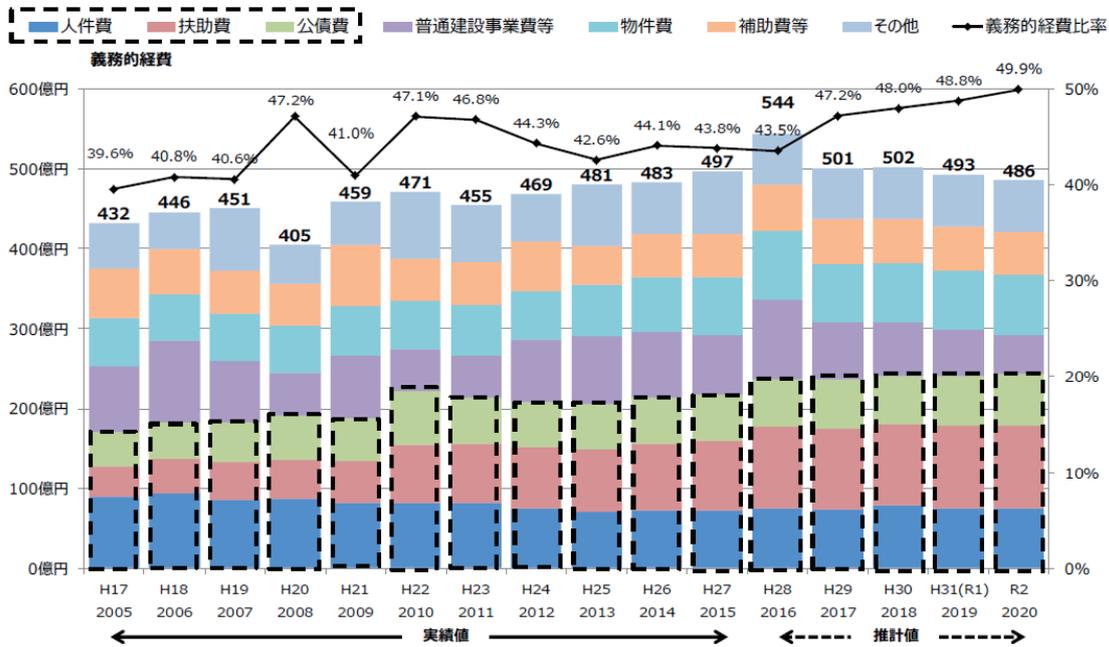
(2) 歳出の実績と見通し

平成17年度から平成27年度までの歳出総額は、432億円から497億円へと増加してきましたが、歳入総額の減少にあわせて令和2年度で486億円まで縮小すると推計しています。

歳出の内訳を見ると、近年は義務的経費の比率が全体の40%以上を占めており、今後数年間で50%程度まで増加すると想定しています。義務的経費のうち、人件費は過去の定員適正化の取組等により平成18年度以降は減少傾向となっています。一方、扶助費は過去11年間で38億円から87億円と2.3倍に増加し、今後も上昇すると推計しています。

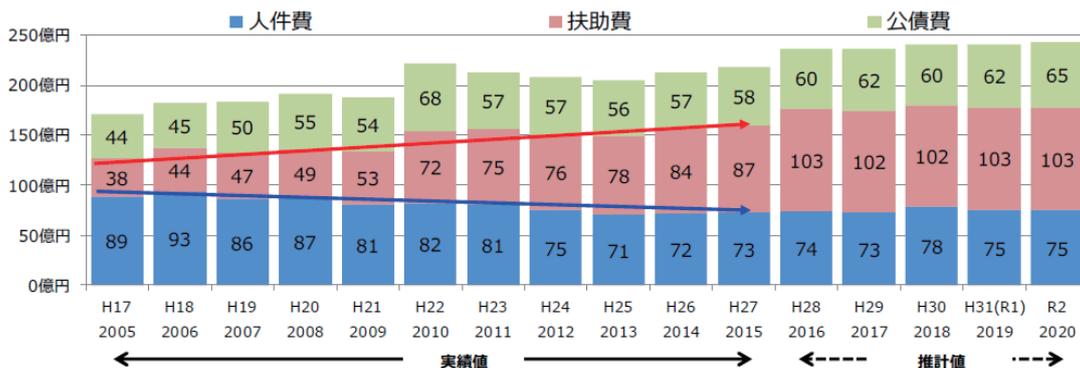
今後は、財政規模が縮小するなか、高齢化等による扶助費等の社会保障関連経費が増加することで、公共施設等の更新に必要な財源の確保が課題となります。

図 費目別の歳出実績と推計



出典：実績値は「地方財政状況調査（決算統計）」（平成17年度から平成27年度）、推計値は「平成29年度予算編成方針」における財政推計による。平成28年度の推計値は、繰越予算、6月補正予算を含む。また、平成28年度以降の推計値には国の指針により、公立の保育にかかる給付費の歳入と歳出を約13億円計上している。

図表1-7：義務的経費の実績と推計



3 総合管理計画における基本方針と取組方針

「公共施設等の現状及び将来の見通し」から、① 人口減少及び少子高齢化によるニーズの変化への対応、② 更新費の不足額の解消、③ 公共施設及びインフラ施設の老朽化と更新時期のピークへの対応に向けた方針が示されています。

◇公共施設（建物）に関する基本方針

方針1【施設の長寿命化の推進】

- ・サービスの重要性や地域ニーズ等を勘案し、施設の長寿命化を図ります。
- ・法定点検をはじめとする定期的な点検管理を行います。
- ・安全安心な運営と維持管理に努めます。
- ・長寿命化と併せて耐震性の確保を進めます。

方針2【保有量の適正化】

- ・今後のまちづくりや需要予測を基に適正な施設配置に努めます。
- ・施設分類ごとに計画的な維持、修繕、更新を行います。
- ・民間資金（PPP/PFI等）等の活用も視野に入れ財源確保に努めます。

方針3【運営の効率化】

- ・多様なニーズに対応すべく運営形態の見直しを図ります。
- ・行政が提供すべきサービス内容を検証し見直しを図ります。
- ・利用者負担の公平性を確保します。

◇基本方針に基づく取組方針

方針1【施設の長寿命化の推進】

長寿命化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の需要見込、地域ニーズ、サービスの重要性等を勘案した長寿命化 ・予防保全型の考えによる適切な施設の性能や機能の維持 ・長寿命化による修繕等のコストの縮減、更新時期や更新費用の平準化
点検・診断の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検や定期点検の計画的な実施 ・点検による施設の不具合や劣化状況の把握
安全・安心確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・防災・事故防止等の観点から、老朽化施設の除却の推進 ・施設の除却に係る地方債の充当による財源確保等の検討 ・除却後未利用地等の処分方策の協議 ・避難場所となる公共施設の優先的な整備
耐震性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も長期にわたって利用する施設の優先的な耐震改修の検討 ・耐震改修と併せ、長寿命化に向けた改修等の検討

方針2【保有量の適正化】

統廃合や廃止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・需要予測、財政推計等に基づく保有量の適正化 ・用途変更や複合化の検討に加え、未利用施設等の貸付や売却、跡地の転用、地域への譲渡等による有効活用の検討
維持管理・修繕・更新等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況や今後のニーズの変化を踏まえ、優先順位を明確化し効率的かつ計画的な維持管理、更新等の実施 ・歴史的建造物の適切な保存修理と有効活用 ・民間資金（PPP/PFI等）等の活用による財源の確保

方針3【運営の効率化】

運営形態の見直しに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等による指定管理者制度の導入や譲渡等、運営形態の見直し ・周辺自治体との広域的連携による共同利用や共同事務化の検討
サービス内容の見直しに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化によるサービスの維持、向上と維持管理経費の削減 ・施設予約の共有化、開館日や開館時間の調整等による利便性の向上
使用料の見直しに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の原則に基づいた適正な利用者負担の見直し ・政策的に負担を軽減している施設の減免措置の内容の見直し

4 人口の推移と将来予測

国勢調査によると、本市の人口は平成17年をピークにその後減少に転じており、「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計では今後も減少を続け、2045年には直近で国勢調査のあった平成27年の約85%に当たる96,987人に減少するとされています。

年少人口に関しては、1985年をピークにその後減少を続けており、2045年にはピーク時の約50%（11,678人）まで減少すると推計されています。

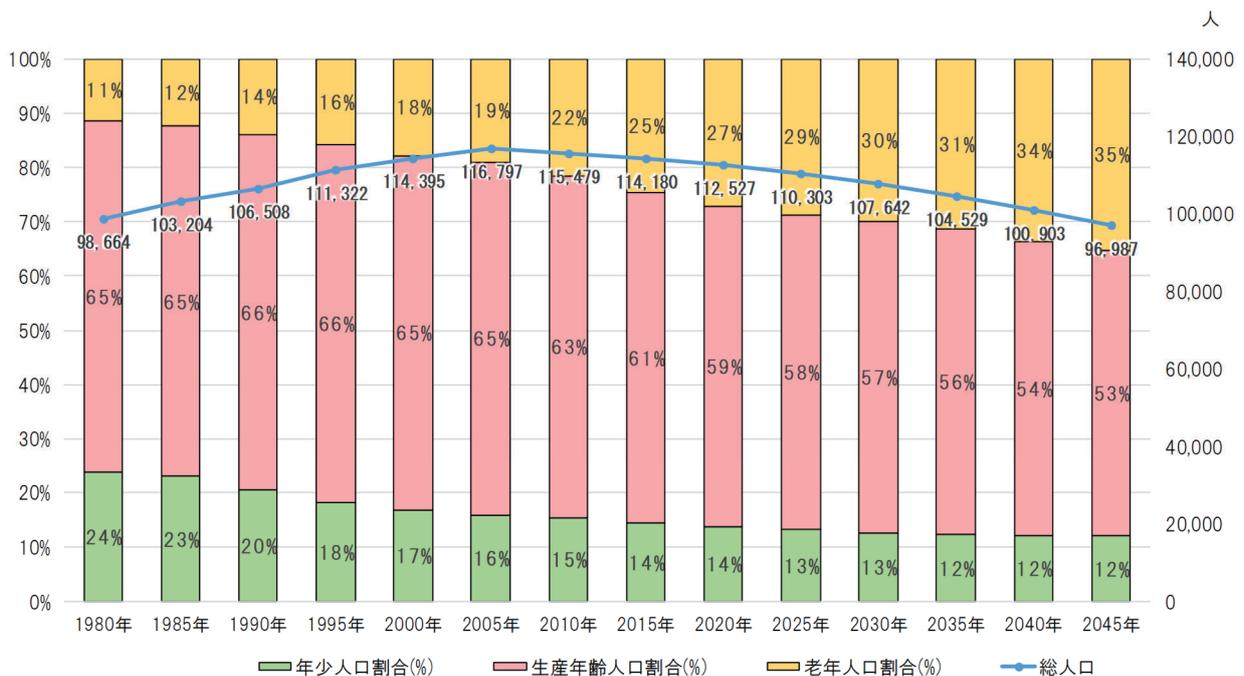
表 東近江市の人口の推移と将来推計

年	1980年 (S55)	1985年 (S60)	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)
年少人口(14歳以下)	23,392	23,649	21,701	20,238	19,258	18,575	17,849
生産年齢人口(15~64歳以下)	63,958	66,742	70,034	73,422	74,773	75,981	72,776
老年人口(65歳以上)	11,315	12,813	14,774	17,662	20,364	22,240	24,854
総人口	98,664	103,204	106,508	111,322	114,395	116,797	115,479

年	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)
年少人口(14歳以下)	16,499	15,523	14,538	13,677	12,880	12,282	11,678
生産年齢人口(15~64歳以下)	69,440	66,347	64,107	61,643	58,810	54,588	51,040
老年人口(65歳以上)	28,241	30,657	31,658	32,322	32,839	34,033	34,269
総人口	114,180	112,527	110,303	107,642	104,529	100,903	96,987

出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）3月推計）」

図 東近江市の年齢3区分別人口の推移と将来推計



5 児童・生徒・園児の人口予測

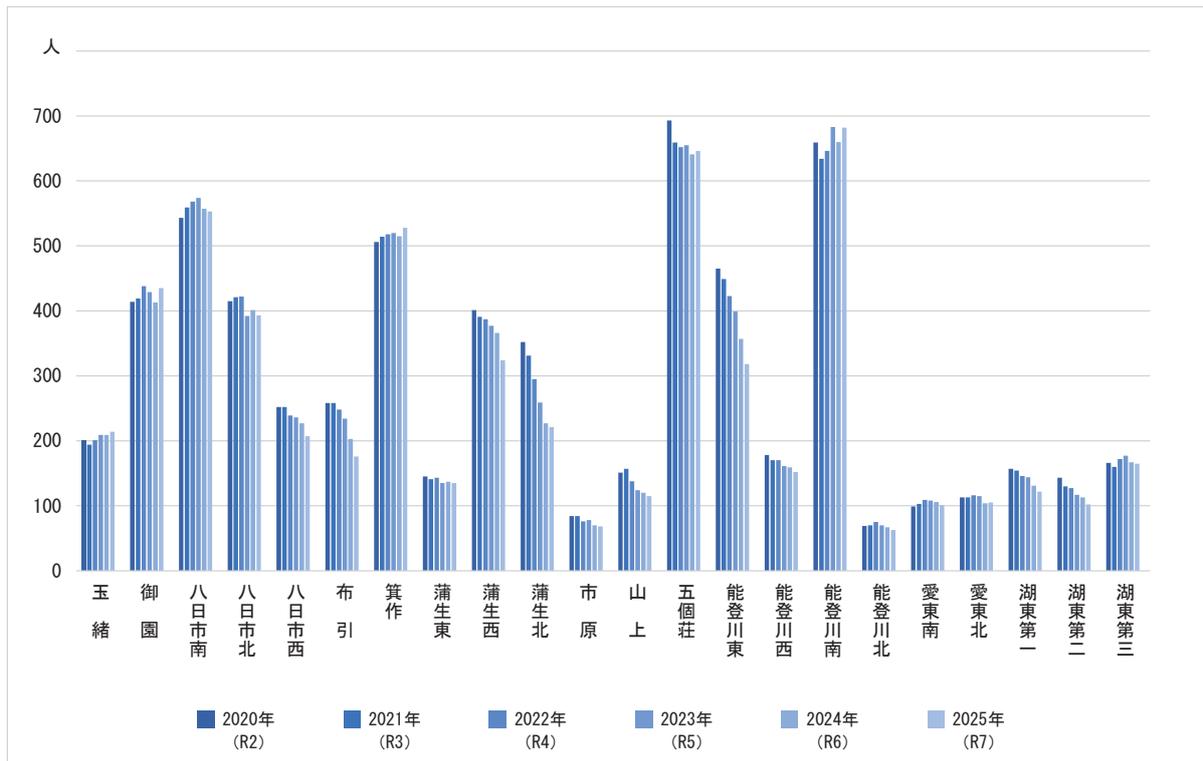
2020～2025年度学校別児童・生徒数推計によると、市内全域での小学校の児童数は9.9%減少するものの、中学校の生徒数はほぼ横ばいです。小学校の児童数が減少していることから、将来において中学校の生徒数も減少するものと見込まれます。

表 学校別児童数の将来推計（小学校）

学校名	児童数							5年間の増減	増減率
	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)			
玉 緒	201	194	201	209	209	214	13	6.5%	
御 園	414	419	438	429	413	435	21	5.1%	
八日市南	543	559	568	574	557	553	10	1.8%	
八日市北	415	421	422	392	401	393	▲ 22	▲ 5.3%	
八日市西	252	252	239	236	227	207	▲ 45	▲ 17.9%	
布 引	258	258	248	234	203	176	▲ 82	▲ 31.8%	
箕作	506	514	518	520	515	528	22	4.3%	
蒲生東	145	141	143	135	137	135	▲ 10	▲ 6.9%	
蒲生西	401	391	387	377	366	324	▲ 77	▲ 19.2%	
蒲生北	352	331	295	259	227	221	▲ 131	▲ 37.2%	
市 原	84	84	76	78	70	68	▲ 16	▲ 19.0%	
山 上	151	157	138	124	120	115	▲ 36	▲ 23.8%	
五個荘	693	659	652	655	641	646	▲ 47	▲ 6.8%	
能登川東	465	449	423	399	357	318	▲ 147	▲ 31.6%	
能登川西	178	170	170	161	159	152	▲ 26	▲ 14.6%	
能登川南	659	634	646	683	660	682	23	3.5%	
能登川北	69	70	75	70	67	63	▲ 6	▲ 8.7%	
愛東南	99	103	109	108	106	101	2	2.0%	
愛東北	113	113	116	115	104	105	▲ 8	▲ 7.1%	
湖東第一	157	154	146	144	131	122	▲ 35	▲ 22.3%	
湖東第二	143	130	127	117	113	102	▲ 41	▲ 28.7%	
湖東第三	166	160	172	177	167	165	▲ 1	▲ 0.6%	
小学校計	6,464	6,363	6,309	6,196	5,950	5,825	▲ 639	▲ 9.9%	

令和2年5月1日現在
出典：東近江市教育委員会

図 学校別児童数将来推計（小学校）



本市小学校の学校別児童数将来推計によると、全22校中16校で減少し、その減少数合計は730人となっています。とり分け、能登川東小学校（▲147人）、蒲生北小学校（▲131人）、布引小学校（▲82人）が大幅に減少すると推計されています。一方で、増加すると推計されているのは、能登川南小学校（23人）、箕作小学校（22人）ほか4校で、合計91人となっています。

表 学校別生徒数将来推計（中学校）

学校名	生徒数						5年間の増減	増減率
	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)		
玉園	340	330	288	280	277	290	▲ 50	▲ 14.7%
聖徳	748	712	739	742	782	787	39	5.2%
船岡	170	178	171	173	175	181	11	6.5%
朝桜	441	457	436	438	423	417	▲ 24	▲ 5.4%
永源寺	118	108	121	129	135	116	▲ 2	▲ 1.7%
五個荘	293	323	342	332	316	304	11	3.8%
能登川	636	676	676	659	634	619	▲ 17	▲ 2.7%
愛東	113	114	99	87	86	91	▲ 22	▲ 19.5%
湖東	270	268	259	230	219	212	▲ 58	▲ 21.5%
中学校計	3,129	3,166	3,131	3,070	3,047	3,017	▲ 112	▲ 3.6%

令和2年5月1日現在
出典：東近江市教育委員会

図 生徒数の将来推計（中学校）



本市中学校の学校別生徒数将来推計によると、湖東中学校及び玉園中学校の生徒が減少数・減少割合ともに高く、聖徳中学校の増加数が高くなっています。市内全体の減少割合は今後5年間は高くありませんが、小学校児童数の減少傾向が高いことから、やがて中学校にも影響を与えることが考えられます。

表 年少者人口の推移との将来推計

	実績			推計(本計画期間)					
	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R元)	2020 年(R2)	2021 年(R3)	2022 年(R4)	2023 年(R5)	2024 年(R6)	
0歳	957	870	889	903	890	872	856	840	
1歳	1,021	946	883	896	910	897	879	863	
2歳	1,010	1,021	951	887	900	915	901	883	
3歳	1,046	1,021	1,033	955	891	904	919	905	
4歳	1,083	1,058	1,017	1,041	963	898	911	926	
5歳	1,136	1,074	1,048	1,012	1,036	959	894	907	
6歳	1,101	1,139	1,066	1,044	1,009	1,033	955	891	
7歳	1,107	1,096	1,132	1,063	1,042	1,006	1,030	953	
8歳	1,127	1,099	1,091	1,129	1,061	1,039	1,003	1,027	
9歳	1,154	1,124	1,102	1,091	1,129	1,060	1,039	1,003	
10歳	1,130	1,152	1,132	1,100	1,089	1,128	1,059	1,037	
11歳	1,089	1,136	1,149	1,134	1,103	1,092	1,130	1,061	
計	0～5歳	6,253	5,990	5,821	5,694	5,590	5,445	5,360	5,324
計	6～11歳	6,708	6,746	6,672	6,561	6,433	6,358	6,216	5,972
計	0～11歳	12,961	12,736	12,493	12,255	12,023	11,803	11,576	11,296

出典：東近江市資料より

人口推計の基礎データ：平成27年～平成31年の各4月1日時点住民基本台帳各歳別人口

推計方法：コーホート変化率法（基準年の性・年齢別人口（コーホート）を基に、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）

本市では、0～5歳児が令和元年から令和6年までに8.5%（497人）減少すると推計されています。幼稚園・認定こども園1園当たりの定員は比較的小規模であることから、市立と民営施設の役割分担や一時閉園、施設の縮小など弾力的な運営が必要になると考えられます。

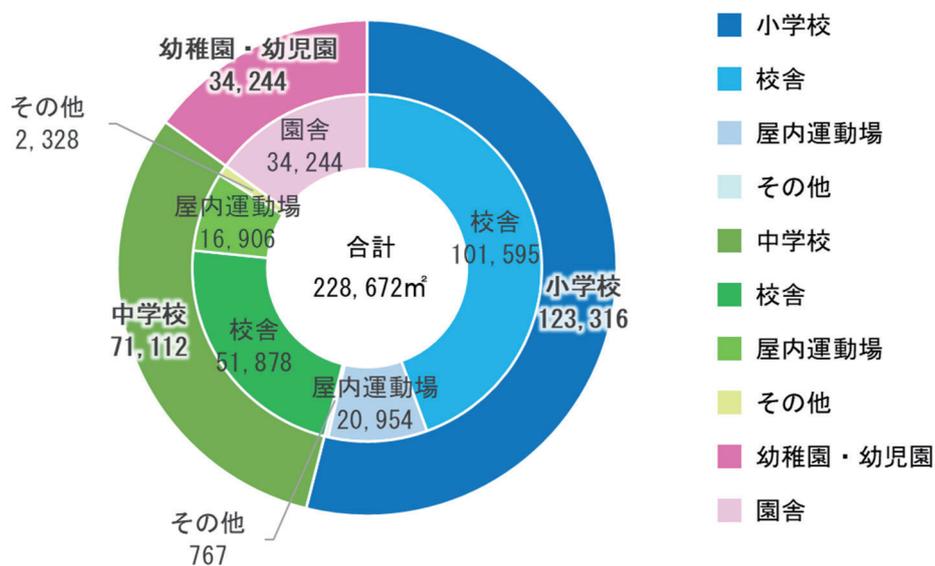
6 学校施設の保有量

本市は、小学校22校、中学校9校、認定こども園13園、幼稚園5園を有しており、建築物が338棟、延べ床面積が228,672㎡となっています。

その内、小学校の施設が54.0%、中学校の施設が31.2%、幼稚園・認定こども園の施設が14.8%を占めています。

建物種別の面積割合は、校舎・園舎が82.1%、屋内運動場が16.6%、その他が1.3%となっています。

図 校舎・園舎と室内運動場の分布割合



令和2年5月1日現在
出典：東近江市教育委員会

※数値は全てプール付属棟と屋外便所を除く

表 学校施設の保有量（小学校・中学校）

施設名称		施設数	延床面積	児童・生徒数	児童一人あたり 施設面積(m ²)
小 学 校	玉緒小学校	5	5,756	201	28.6
	御園小学校	9	5,973	414	14.4
	八日市南小学校	7	8,999	543	16.6
	八日市北小学校	7	5,025	415	12.1
	八日市西小学校	12	4,638	252	18.4
	布引小学校	9	4,742	258	18.4
	箕作小学校	3	8,481	506	16.8
	蒲生東小学校	5	4,433	145	30.6
	蒲生西小学校	10	7,190	401	17.9
	蒲生北小学校	9	6,691	352	19.0
	市原小学校	7	3,398	84	40.5
	山上小学校	2	4,205	151	27.8
	五個荘小学校	7	10,155	693	14.7
	能登川東小学校	7	6,583	465	14.2
	能登川西小学校	10	4,047	178	22.7
	能登川南小学校	8	7,012	659	10.6
	能登川北小学校	8	3,351	69	48.6
	愛東南小学校	8	5,114	99	51.7
	愛東北小学校	7	5,252	113	46.5
	湖東第一小学校	10	4,388	157	27.9
湖東第二小学校	4	3,514	143	24.6	
湖東第三小学校	9	4,369	166	26.3	
小学校計	163	123,316	6,464	19.1	
施設名称		施設数	延床面積	児童・生徒数	生徒一人あたり 施設面積(m ²)
中 学 校	玉園中学校	16	7,766	340	22.8
	聖徳中学校	11	10,057	748	13.4
	船岡中学校	6	5,935	170	34.9
	朝桜中学校	10	8,384	441	19.0
	永源寺中学校	13	5,840	118	49.5
	五個荘中学校	6	6,855	293	23.4
	能登川中学校	14	10,391	636	16.3
	愛東中学校	8	6,244	113	55.3
	湖東中学校	10	9,640	270	35.7
	中学校計	94	71,112	3,129	22.7

プール付属棟、屋外便所除く 令和2年5月1日現在

表 学校施設の保有量（幼稚園・認定こども園）

施設名称		施設数	延床面積	園児数	園児一人あたり 施設面積(m ²)
幼稚園・ 認定こども園	わかば幼稚園	3	3,204	266	12.0
	ひまわり幼稚園	4	3,308	304	10.9
	中野むくのき幼稚園	1	2,810	238	11.8
	あかね幼稚園	7	1,942	146	13.3
	永源寺もみじ幼稚園	4	1,730	129	13.4
	五個荘あさひ幼稚園	12	1,841	139	13.2
	さくらんぼ幼稚園	4	2,938	205	14.3
	五個荘あじさい幼稚園	1	891	64	13.9
	湖東ひばり幼稚園	3	3,568	267	13.4
	ちどり幼稚園	2	970	128	7.6
	能登川あおぞら幼稚園	10	2,442	294	8.3
	能登川にじいろ幼稚園	8	1,416	87	16.3
	蒲生幼稚園	4	2,593	188	13.8
	玉緒幼稚園	4	604	33	18.3
	八日市幼稚園	4	785	44	17.8
	建部幼稚園	3	570	28	20.4
	愛東あいあい幼稚園	2	1,073	50	21.5
	長峰幼稚園	5	1,559	73	21.4
	幼稚園・認定こども園計	81	34,244	2,683	12.8
	総計	338	228,672	12,276	18.6

令和2年5月1日現在

児童数は6,464人、生徒数は3,129人、園児数は2,683人となっており、児童・生徒・園児一人当たりの施設面積は、それぞれ平均で小学校19.1㎡、中学校22.7㎡、幼稚園及び認定こども園12.8㎡となっています。

愛東南小学校、愛東北小学校、能登川北小学校、市原小学校、愛東中学校及び永源寺中学校は、児童・生徒一人当たりの施設面積が40㎡を超えており、施設保有量に対する児童・生徒数が少ない状況になっています。能登川南小学校は児童一人当たりの施設面積が10.6㎡、聖徳中学校の生徒一人当たりの施設面積は13.4㎡となっており、やや過密な状況になっています。

幼稚園及び認定こども園では、園児一人当たりの施設面積が、幼稚園が平均で19.9㎡、認定こども園が12.5㎡となっており、認定こども園の方が過密状態になっています。

女性の就業率の高まりに伴う低年齢児の保育ニーズが増している中、就学前教育や保育に対するニーズが幼稚園から認定こども園にシフトしていると考えられます。

表 学校別学年別保有教室数

小学校名	実学級数								保有教室数		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援教室	学級数計	保有教室数	普通教室数	特別教室数
玉 緒	1	1	1	1	1	1	3	9	20	11	9
御 園	2	2	2	2	2	2	5	17	30	17	13
八日市南	3	2	3	3	3	2	4	20	37	23	14
八日市北	2	2	2	2	2	2	5	17	27	18	9
八日市西	1	2	2	1	1	2	2	11	23	13	10
布 引	1	2	2	1	2	1	3	12	24	14	10
箕作	3	2	3	3	3	2	3	19	34	23	11
蒲生東	1	1	1	1	1	1	2	8	20	8	12
蒲生西	2	2	2	2	2	2	5	17	33	19	14
蒲生北	2	1	2	2	2	2	5	16	28	17	11
市 原	1	1	1	1	1	1	1	7	14	7	7
山 上	1	1	1	1	1	1	3	9	21	9	12
五個荘	4	3	3	3	3	4	6	26	45	28	17
能登川東	2	2	2	2	3	2	5	18	33	22	11
能登川西	1	1	1	1	1	1	2	8	20	8	12
能登川南	3	3	4	3	3	4	5	25	36	25	11
能登川北	1	1	1	1	1	1	1	7	13	7	6
愛東南	1	1	1	1	1	1	2	8	16	8	8
愛東北	1	1	1	1	1	1	2	8	18	8	10
湖東第一	1	1	1	1	1	1	2	8	19	8	11
湖東第二	1	1	1	1	1	1	2	8	20	8	12
湖東第三	1	1	1	1	1	1	2	8	21	8	13
小学校計	36	34	38	35	37	36	70	286	552	309	243
中学校名	実学級数							保有教室数			
	1年生	2年生	3年生	—	—	—	特別支援教室	学級数計	保有教室数	普通教室数	特別教室数
玉 園	3	4	3	—	—	—	4	14	33	16	17
聖 徳	7	6	7	—	—	—	4	24	46	27	19
船 岡	2	2	2	—	—	—	3	9	27	9	18
朝 桜	4	4	4	—	—	—	4	16	43	17	26
永源寺	1	1	1	—	—	—	2	5	20	7	13
五個荘	3	3	3	—	—	—	3	12	29	12	17
能登川	6	6	6	—	—	—	4	22	51	24	27
愛 東	1	1	1	—	—	—	2	5	22	6	16
湖 東	3	2	3	—	—	—	2	10	31	11	20
中学校計	30	29	30	—	—	—	28	117	302	129	173

令和2年5月1日現在

表 学校別学年別児童・生徒数

小学校名	学年別児童数							児童数計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援教室	
玉 緒	23	33	38	24	33	38	12	201
御 園	54	70	59	70	57	67	37	414
八日市南	86	78	97	96	89	69	28	543
八日市北	58	68	57	77	66	59	30	415
八日市西	35	45	43	38	40	41	10	252
布 引	28	44	49	38	41	37	21	258
箕作	83	80	85	83	81	71	23	506
蒲生東	31	20	17	24	26	19	8	145
蒲生西	56	80	55	60	55	71	24	401
蒲生北	50	36	57	64	62	58	25	352
市 原	8	13	16	13	15	16	3	84
山 上	22	19	19	31	34	14	12	151
五個荘	107	103	109	96	117	126	35	693
能登川東	66	80	74	73	83	68	21	465
能登川西	25	25	26	35	28	34	5	178
能登川南	100	90	124	91	102	132	20	659
能登川北	13	11	9	14	8	13	1	69
愛東南	21	17	16	11	10	19	5	99
愛東北	23	13	19	18	13	19	8	113
湖東第一	24	22	27	23	28	25	8	157
湖東第二	18	19	21	21	22	31	11	143
湖東第三	26	24	31	18	21	35	11	166
小学校計	957	990	1,048	1,018	1,031	1,062	358	6,464
中学校名	学年別生徒数							生徒数計
	1年生	2年生	3年生	—	—	—	特別支援教室	
玉 園	88	121	109	—	—	—	22	340
聖 徳	260	218	250	—	—	—	20	748
船 岡	54	62	47	—	—	—	7	170
朝 桜	136	158	123	—	—	—	24	441
永源寺	38	36	40	—	—	—	4	118
五個荘	99	92	89	—	—	—	13	293
能登川	212	201	203	—	—	—	20	636
愛 東	39	38	33	—	—	—	3	113
湖 東	94	77	88	—	—	—	11	270
中学校計	1,020	1,003	982	—	—	—	124	3,129

令和2年5月1日現在

表 年齢別園児数

施設名称	種別	定員	園 児 数					割合※
			0～2才児	3才児	4才児	5才児	合計	
わかば	認定こども園	280	43	67	76	80	266	95.0%
ひまわり	認定こども園	335	45	82	90	87	304	90.7%
中野むくのき	認定こども園	285	47	59	66	66	238	83.5%
あかね	認定こども園	200	34	34	34	44	146	73.0%
永源寺もみじ	認定こども園	135	31	31	29	38	129	95.6%
五個荘あさひ	認定こども園	140	35	35	35	34	139	99.3%
さくらんぼ	認定こども園	270	56	52	51	46	205	75.9%
五個荘あじさい	認定こども園	90	—	16	31	17	64	71.1%
湖東ひばり	認定こども園	305	58	63	73	73	267	87.5%
ちどり	認定こども園	130	32	30	33	33	128	98.5%
能登川あおぞら	認定こども園	290	41	82	93	78	294	101.4%
能登川にじいろ	認定こども園	160	—	28	24	35	87	54.4%
蒲生	認定こども園	180	40	52	51	45	188	104.4%
認定こども園計		2,800	462	631	686	676	2,455	87.7%
玉緒	幼稚園	100	—	6	16	11	33	33.0%
八日市	幼稚園	100	—	12	14	18	44	44.0%
建部	幼稚園	100	—	6	7	15	28	28.0%
愛東あいあい	幼稚園	100	—	12	16	22	50	50.0%
長峰	幼稚園	200	—	15	24	34	73	36.5%
幼稚園計		600	0	51	77	100	228	38.0%
合計		3,400	462	682	763	776	2,683	78.9%

※定員に対する入園者数の割合

令和2年5月1日現在

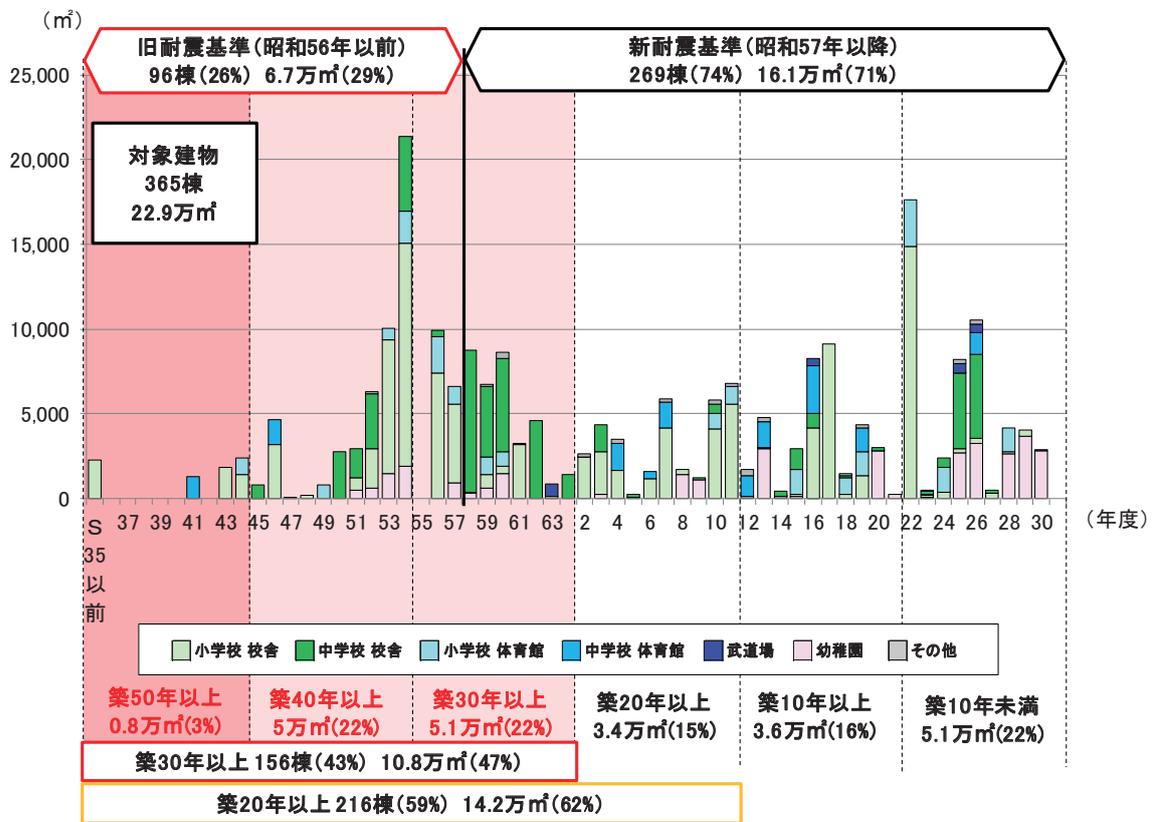
幼稚園は定員に対する入園者の割合が38.0%と低く、一方認定こども園は定員に対する入園者の割合が87.7%と高くなっています。

3-2 学校施設の老朽化状況の実態整理

1 施設の経過年数

多くの市町等においては、高度経済成長期や第二次ベビーブーマーが入学する頃（昭和60年頃）に集中的に施設整備が行われていますが、本市の学校施設は主に昭和54年度前後と市町合併以降に大規模な新築・改築を実施してきました。築40年が経過した施設が面積比で全体の約25%、30年以上40年未満の施設が約22%であり、改修周期に到達している築30年以上の施設は全面積の約47%となっています。

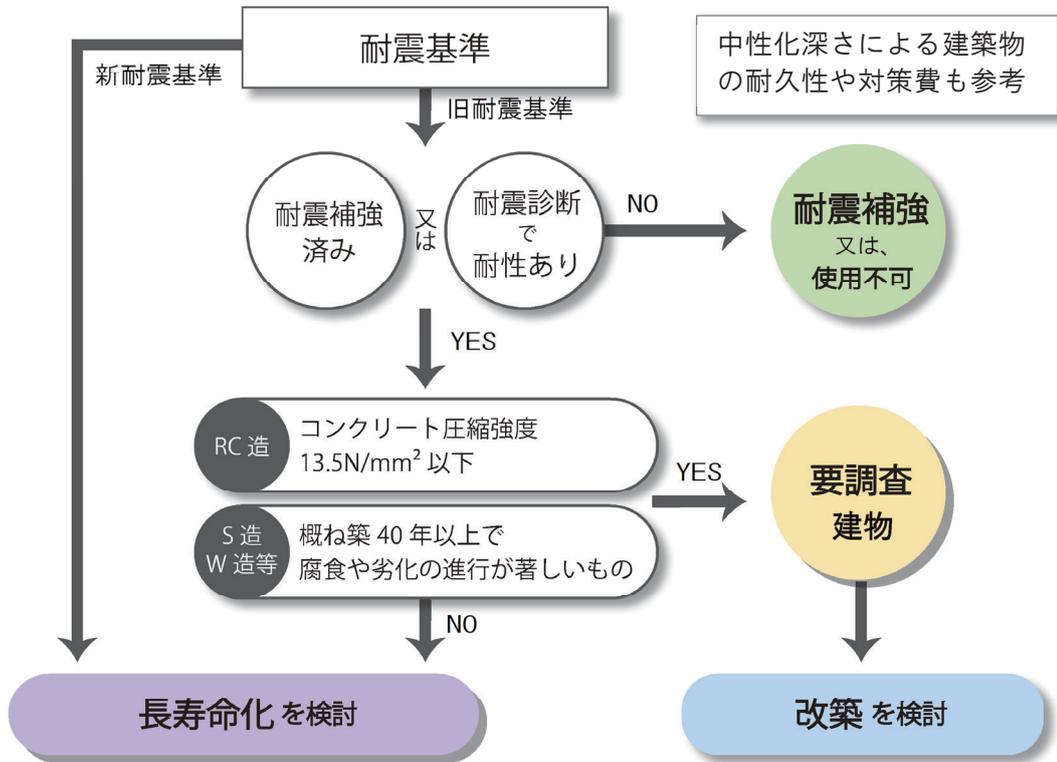
図 築年別整備状況



2 学校施設の健全性調査について

学校施設の健全性の調査は、構造躯体の健全性と構造躯体以外の劣化状況についてそれぞれ調査します。

構造躯体の健全性



構造躯体以外の劣化状況

現地調査

技術者が各部位の劣化状況、仕様、工事履歴を調査し、写真に記録

- 1) 屋根・屋上
- 2) 外壁
- 3) 内部仕上げ
- 4) 電気設備
- 5) 機械設備

劣化状況及び評価のまとめ

劣化部位の劣化状況を劣化の範囲、程度、経過年数等に基づいて評価し、一覧に整理

屋根・屋上、外壁、内部仕上げ

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化
C	広範囲に劣化
D	早急に対応する必要がある

電気設備・機械設備

評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	41年以上
D	経過年数に関らず著しい劣化

2-1 構造躯体の健全性について

建築基準法の旧耐震基準で建築された校舎について、構造躯体の健全性判定のため、過年度にコア抜き調査（圧縮強度、中性化深さ）を実施し、その結果を文部科学省の評価ソフトを活用し整理しました。

圧縮強度は、一部施設のコアに強度不足が見られますが、1棟全体として強度が不足している棟はありません。また、耐震安全性の低い（揺れに対して弱い）施設については耐震補強を実施し、安全基準を満たしています。

【コンクリートの圧縮強度について】

旧耐震基準の鉄筋コンクリート造の建物については、耐震診断報告書に基づき、コンクリート圧縮強度が $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下のもの及び圧縮強度が不明なものは、試算上は「改築」となります。

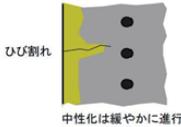
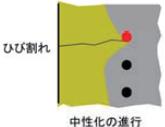
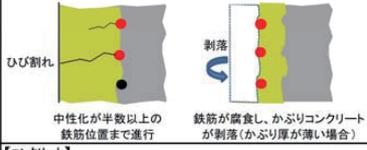
【中性化試験について】

通常は高アルカリ性で保たれているコンクリートが外部環境の影響を受け、アルカリ性を失って中性になっていく劣化現象のことを「コンクリートの中性化」といいます。中性化が進行すると、鉄筋が腐食し、腐食膨張圧でコンクリートのひび割れや剥落等が生じる可能性が高くなります。

国土交通省「大規模リニューアル実施検討マニュアル」では、中性化深さが30mmを超える場合には、詳細調査を要するとなっています。本市の学校施設においては、30mmを超える箇所が多数存在していることから、鉄筋の錆や腐食の程度などを調査し、長寿命化に適するかどうか慎重に見極める必要があります。

文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引」には、中性化の進行度合いによる補修・改修方法が例示されています。

表 劣化ごとの補修・改修方法

	軽度	中度	重度
劣化状況	<p>【コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中性化は鉄筋位置まで到達していない。 ・軽微なひび割れが見られる。 	<p>【コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中性化が少数の鉄筋位置まで進行している。 ・一部ひび割れが見られる。 <p>【鉄筋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れから鉄筋腐食による錆が見られる。 	<p>【コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中性化が半数以上の鉄筋位置まで進行している。 ・（鉄筋腐食による）ひび割れやかぶりコンクリートの剥落が見られる。 <p>【鉄筋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋腐食が進行し、鉄筋の断面欠損が生じている。 
主な適用技術	<p>【コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ補修工法（被覆工法、充てん工法） 	<p>【コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ補修工法（注入工法、充てん工法） ・表面処理工法（表面被覆工法、表面含浸工法）による中性化抑制 <p>【鉄筋腐食箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断面修復工法（左官工法）による鉄筋腐食補修※ ※周辺コンクリートのはつり、欠損したコンクリートの断面修復を含む 	<p>【コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ補修工法（注入工法、充てん工法） ・表面処理工法（表面被覆工法、表面含浸工法）による中性化抑制 ・断面修復工法によるコンクリート欠損部の打ち直し ・電気化学的防食工法（再アルカリ化工法） <p>【鉄筋腐食箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断面修復工法（左官工法、吹き付け工法）による鉄筋腐食補修※ ※周辺コンクリートのはつり、欠損したコンクリートの断面修復を含む
補修範囲等（広さ・深さ）の目安	・部分的	・部分的	・基本的に全面（部分的な場合もある）

出典：学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）

2-2 構造躯体以外の劣化状況の調査・評価について

全ての学校施設に対し「学校施設等の長寿命化計画策定に係る手引」及び「学校施設等の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき現地調査を行い、劣化状況の評価、健全度の算定を行いました。

調査箇所は、建築基準法第12条点検に準じ、下表赤枠の施設に対し目視による調査や必要に応じ打音調査を実施しました。

表 調査部位と調査項目

調査部位		調査項目
建築物 (敷地・構造)	敷地及び地盤	地盤、敷地 塀、擁壁等
	建築物の外部	基礎 土台(木造に限る。)
		外壁(躯体等、外装仕上げ材等、窓サッシ等、広告板等)
	屋根及び屋上	屋上面、屋上周り 屋根、機器及び工作物
	建築物の内部	防火区画 壁の室内に面する部分(躯体等、防火区画を構成する壁) 床(躯体等、防火区画を構成する床) 天井、照明器具・懸垂物等 石綿等を添加した建築材料
		避難施設等
その他	特殊な構造(膜構造建築物の膜体・取付け部材、免震構造建築物の免震層・免震装置) 避雷設備、煙突	
昇降機		エレベーター、エスカレーター 小荷物専用昇降機
防火設備		防火戸 防火シャッター等駆動装置との連動
建築設備 (昇降機を除く)	換気設備	居室等の機械換気設備 調理室等の自然換気設備及び機械換気設備 居室等の防火ダンパー等
	排煙設備	排煙機 その他(機械排煙設備の排煙口・排煙風道、防火ダンパー、特殊な構造の排煙設備の排煙口・給気口・給気風道・給気送風機) 特殊避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口 可動防煙壁、自家用発電装置、エンジン直結の排煙機
	非常用の照明装置	電池内蔵形の蓄電池 電源別置形の蓄電池 自家用発電装置
	給水設備及び排水設備	飲料用の配管及び排水配管 飲料用の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ 排水槽、給湯設備 排水再利用配管設備、その他(衛生器具、排水管)

(1) 評価基準

屋根・屋上及び外壁は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」にある評価基準を参考に目視により評価しています。また、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数と目視による状況により、A、B、C、Dの4段階で評価しています。

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化 D	早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価
【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20~40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

※目視による評価を追加

(2) 健全度の算定

健全度は、各建物の5つの部位（屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備）について劣化状況を4段階で評価し、A評価を100点満点として数値化した評価指標です。「①部位の評価点」と「②部位のコスト配分」を下表のように定め、「③健全度」を100点満点で算定します。

なお「②部位のコスト配分」は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を屋根、屋上及び外壁に按分して設定しています。

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

	評価	評価点	配分	
1 屋根・屋上	C	40	5.1	= 204
2 外壁	D	10	17.2	= 172
3 内部仕上げ	B	75	22.4	= 1,680
4 電気設備	A	100	8.0	= 800
5 機械設備	C	40	7.3	= 292
計				3,148
				÷ 60
健全度				52

【参考】◎文部科学省の評価ソフトによる施設の評価例

建物情報一覧表

■: 築50年以上 ■: 築30年以上 基準 2019

建物基本情報													
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	固定資産台帳番号	用途区分		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度		築年数
						学校種別	建物用途				西暦	和暦	
1	134	八日市北小学校	管理教室棟	1	○	小学校	校舎(小)	RC	3	2,272	1960	S35	59
2	134	八日市北小学校	特別教室棟	5	○	小学校	校舎(小)	RC	3	426	1968	S43	51
3	134	八日市北小学校	ポンプ室	11	○	小学校	校舎(小)	RC	1	7	1984	S59	35
4	134	八日市北小学校	管理教室棟	12	○	小学校	校舎(小)	RC	3	664	1984	S59	35
5	134	八日市北小学校	プール専用付属棟	15	○	小学校	校舎(小)	S	1	76	1996	H8	23
6	134	八日市北小学校	プール専用付属棟	16	○	小学校	校舎(小)	S	1	56	1996	H8	23
7	134	八日市北小学校	屋内運動場	17	○	小学校	屋内運動場(小)	RC	2	837	2012	H24	7
8	134	八日市北小学校	屋内運動場	17-1	-	小学校	屋内運動場(小)	RC	2	672	2012	H24	7
9	134	八日市北小学校	EV棟	18	○	小学校	校舎(小)	S	3	147	2012	H24	7
10	A134	湖東ひばり幼稚園	大遊戯室	1	○	幼稚園	園舎	S	1	2,353	2013	H25	6
11	A134	湖東ひばり幼稚園	保育室	2	○	幼稚園	園舎	S	1	1,089	1997	H9	22
12	A134	湖東ひばり幼稚園	厨房	3	○	幼稚園	園舎	S	1	126	2003	H15	16

建物情報一覧表

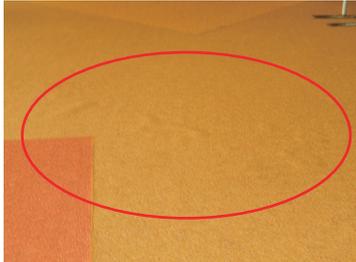
■: 築50年以上 ■: 築30年以上 ■: 概ね良好 ■: 広範囲に劣化
 基準 2019 ■: 部分的に劣化 ■: 早急に対応する必要がある

建物基本情報			構造躯体の健全性					劣化状況評価						備考	
通し番号	学校調査番号	施設名	耐震安全性			長寿命化判定		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)		
			基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm ²)								試算上の区分
1	134	八日市北小学校	旧	済	H17	H15	11.1	要調査	D	C	D	C	C	26	大規模改造H23
2	134	八日市北小学校	旧	済	H17	H15	15.1	要調査	D	D	C	B	B	38	大規模改造H23
3	134	八日市北小学校	新					長寿命	A	A	A	A	A	100	
4	134	八日市北小学校	新					長寿命	C	D	C	C	C	31	大規模改造H25
5	134	八日市北小学校	新					長寿命	B	B	B	B	B	75	
6	134	八日市北小学校	新					長寿命	B	B	B	B	B	75	
7	134	八日市北小学校	新					長寿命	A	C	B	A	A	74	
8	134	八日市北小学校	新					長寿命	A	C	B	A	A	74	
9	134	八日市北小学校	新					長寿命	B	B	A	A	A	91	大規模改造H22
10	A134	湖東ひばり幼稚園	新					長寿命	D	B	A	A	C	78	
11	A134	湖東ひばり幼稚園	新					長寿命	C	B	B	A	C	71	
12	A134	湖東ひばり幼稚園	新					長寿命	A	A	A	A	A	100	

【参考】◎学校施設における劣化状況事例1

	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ
管理教室棟 1 (築59年)	D 防水層に膨れ、破れが見られる。 	C 外壁に塗膜の膨れ、剥がれが見られる。 	D 天井、壁、柱にクラック、塗膜剥がれ、浮きが見られる 
特別教室棟 5 (築51年)	D 防水層に水溜まりが見られる。 	D 特に妻廊下側の壁、天井付近に塗膜のはがれ多数。 	C 壁にクラック、塗膜剥がれ、エフロレッセンスの発生。 

【参考】◎学校施設における劣化状況事例2

	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ
大遊戯室 1 (築6年)	D 雨樋縦管下部の接続不良。テラスに水漏れ。 	B 外壁サイディングに割れが複数個所有り。 	A トップライト付近より雨漏りが2か所。 
保育室 2 (築22年)	C 同上 	B 丸柱にクラック発生。 	B テラス床シートの浮き。 

3-3 学校施設の課題

本市の人口の推移や将来推計、施設の老朽化の実態及び学校施設の目指すべき姿を踏まえた課題を整理します。

1 安全性にかかる課題

①構造躯体にかかる課題

- ・外壁や屋上防水の劣化による雨漏りなどは、構造躯体の劣化に直結し、建物の寿命を縮めます。屋上や外壁に課題を抱えた施設については、安全性を確保するための改修が必要です。

②防災拠点にかかる課題

- ・エレベーター、多目的トイレなど防災機能の強化、バリアフリー化が進んでいるほか、防犯への安全性に配慮した施設整備が図られており、誰もが安心して学校施設を利用できます。今後、改築する場合には設計段階からこれらの施設整備を組み込み、より効果的な機能の確保が必要です。

③その他設備・部位にかかる課題

- ・屋上安全柵やベランダ、外階段の手すりなどに腐食が進んでいる施設があります。強度が確保されていない箇所も散見され、安全性に課題を抱えている施設があります。
- ・外階段のタイル剥がれやコンクリートの割れ、地面の陥没や洗面台など通常の学校生活に関わる部位等で安全性に課題を抱えている施設があります。
- ・屋上やベランダにおいて苔の繁茂や落ち葉等の堆積により、排水口の詰まりや屋根の劣化につながる施設が多数見られます。

2 教育環境にかかる課題

①快適性にかかる課題

- ・屋外に設置されている一部のトイレは便器や配管などの更新が進んでおらず、臭気がひどく、衛生面に課題を抱えています。

②学習環境にかかる課題

- ・時代に即した多機能かつ高機能な教育環境の確保、教育ニーズに応じた少人数学習及び特別支援教育の確保が必要ですが、教室数に余裕のない学校があります。今後、求められる教育環境を確保するために、教室数が不足する可能性があります。
- ・一学級の児童・生徒数が、望まれる児童・生徒数の半分程度となり、教育的観点から懸念のある学校があります。

3 学校施設の規模・配置にかかる課題

①施設別の児童・生徒数の偏在にかかる課題

- 市原小学校、愛東北小学校、愛東南小学校、能登川北小学校及び愛東中学校は、施設規模に対し、児童・生徒数が著しく少ない状況にありますが、将来推計では、児童・生徒数が急減するとはされていません。しかしながら、標準規模^注を満たさず、教育上望まれる児童・生徒数を下まわる状況が継続します。
- 八日市地区、五個荘地区及び能登川駅周辺エリアにある小中学校は、施設規模に対しやや過密となっています。このエリアの児童・生徒数は今後も増加するものと推計されています。特に、八日市北小学校、能登川南小学校、聖徳中学校及び能登川中学校は、児童・生徒一人当たりの施設面積が全国平均を下まわり過密状況が継続すると推測されます。

②施設の配置にかかる課題

- 本市は5つの市町が合併して発足し、その後2町を編入しています。学校施設は、合併前の各市町の人口集積度合いに応じて配置されています。ただし、市域が広いことから児童・生徒数の減少に対して柔軟な対応が難しい分散配置となっています。

注：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月27日：文部科学省）において学校規模の標準は、小学校・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされています。

第4章 学校施設整備の基本的な方針

4-1 学校施設の規模・配置計画の方針

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」【平成27年文部科学省策定】において、学校規模の適正化に関する考えについて以下のとおり示しています。

【教育的な観点】

- 一定の学校規模が確保されることによって、児童生徒がいろいろな人間関係のなかで学ぶ環境が整備される。
- 多様な個性を持つ児童生徒や教員と触れ合うことで、社会性や人間性を学び、心の豊かさや心身のたくましさを育むことができる。
- 良い意味での競争心が生まれ、学習意欲等の向上につながる。
- 体育や部活動、学校行事等が大きな集団で実施できるようになり、活動の幅が広がる。

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

- 小中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を併せ持っている。
- 学校教育は、地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っている。
- 学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ることが望まれる。

本市の複数の学校は、児童・生徒数が減少傾向を示しており、令和2年5月時点で標準学校規模 12 学級（各学年 2 学級、特別支援教室除く。）に満たない小学校が 22 校中 14 校あり、その内各学年 1 学級の小学校が 11 校を占めています。中学校においても、9 校中 6 校が標準学校規模を下回っています。（ただし、中学校においては 9 学級あればクラス替えが可能で、全ての教科の担任が配置できます。その学級数に満たない学校は 4 校）

児童・生徒数の減少は、施設運営の非効率化や管理負担の増加につながるほか、1 つの学校として適正な児童・生徒数が確保できなくなる場合も想定されます。このため、余裕教室を有効活用しつつ、老朽化した校舎等の減築、他の公共施設との統合などを検討する必要があります。また、使用期間の短いプールが長寿命化や改築の時期に到達した場合には、他校との共用や民間運動施設の利用を検討する必要があります。

学校施設は、施設運営の効率化や管理負担の減少を求められている一方で、災害時における避難所としても重要な役割を担っています。しかし、疫病が猛威を振り始めると、学校生活においても社会的距離（ソーシャルディスタンス）が求められます。また、その最中に豪雨災害や大震災に見舞われることも想定しておくことが必要です。広い床面積を

有している学校施設は、身近に存在する貴重な避難施設です。市域の広い本市では、一部の認定こども園を除き、多くの学校施設が指定避難所となっています。

小・中学校の統廃合などの配置計画は、学校運営の効率化だけでなく、地域コミュニティの核として維持しなければならない機能について、代替可能な施設の有無なども広く勘案した上で検討する必要があります。

未就学児の教育施設について、本市では子ども・子育て支援事業計画の一環として平成29年度末を目標に待機児童ゼロを目指し施設整備を進めてきました。この10年間で、1号認定が28.0%減少しているのに対し、2号認定が27.9%、3号認定が57.4%増加し、幼児教育・保育の無償化も開始され、地域の子ども・子育て支援に関する環境変化に対応するため「認定こども園」の充実にも力を注いできました。その結果、令和2年度の年少者人口(5歳以下)約5,600人に対し、市立の幼稚園・認定こども園合わせて3,400人の定員を確保しました。

しかしながら、令和2年度における定員に対する入園者数の割合は、認定こども園の87.7%に対し、幼稚園は38.0%に留まっており、幼稚園の有効活用について課題を残しています。

学校施設における教育視点、地域コミュニティの核としての性格、本市の歴史的背景、年少人口の推移やその地域的な偏在、総合管理計画の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針とその取組方針」、社会情勢等を踏まえ、学校施設の規模・配置計画等の方針を次のとおりとします。

学校施設の規模・配置計画等の方針	
学校施設の規模・配置	計画期間においては、学校施設の規模・配置は現状を維持することとします。
適正規模に関する研究の推進	<p>小中学校に関しては、将来的な児童生徒数の減少期における施設更新に備え、適正規模・適正配置の検討を継続的に行っていきます。(統廃合、用途の複合化、減築など)</p> <p>幼稚園、認定こども園については、多様な事業者の参入を受け入れ、民営化を促進します。</p>

4-2 改修の基本的な方針

本市の学校施設については、昭和40年頃から現在に至るまで、特定の時期に集中することなく計画的に新築し、順次大規模改修や改築（建替え）を行ってきており、良好な学校施設的环境が整っています。しかしながら、徐々に劣化が進行しつつある施設も現れ始めており、これらの更新を進める上で多くの財政負担が必要となります。

厳しい財政状況のなか、学校施設等の維持管理・更新に当たっては、コストの縮減、平準化を図りながら、計画的に進める必要があります。

学校施設の実態や本市の社会情勢を踏まえつつ、学校施設の目指すべき姿を実現していくための改修等の基本的な方針を示します。

方針1：長寿命化の方針

定期的な点検及び計画的な改修を行い、建物の機能低下や雨漏りの発生による建物内部への被害、外壁材の落下等の不具合の拡大を防ぐことにより、安全で安心して学校生活を送ることができるよう施設を維持管理します。

さらに、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を実現するため、以下に示すような改築の検討が必要な建物を除き、改築より工事費が安価で工期が短く、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への転換を図ります。

なお、改築せざるを得ない施設があった場合には、改築までの期間に応急的な保全を行うなど、当面の安全性・機能性の確保に留意します。

【改築の検討を要する学校施設】

- 鉄筋コンクリートの劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、改築した方が安価となる建物
- コンクリート強度が著しく低い建物（おおむね 13.5N/mm^2 以下）
- 基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している建物
- 建物の配置に問題があり、改修では適切な教育環境を確保できない建物
- 学校の適正配置など、地域の実情により改築せざるを得ない建物

方針2：予防保全の方針

安全に施設を利用するためには、施設・設備を適切に維持管理し改善していくことが不可欠です。不具合を早期に発見し、適切に処置することは、安全管理の面からも重要であることから、施設・設備の実態を把握し適切に評価を行い、従来の「事後保全型」から「予防保全型」の管理へ転換を図ります。

方針3：機能や性能向上の方針

老朽化対策を進めるに当たり、劣化した施設を単に建築時の状況に戻すだけでなく、安全安心な施設環境の確保、多様な学習内容・学習形態に対応できる環境の整備、ICT機器などの今後必要となる設備など、時代のニーズに対応した施設への転換を目指します。

また、改修を行う際は、日常の維持管理を行いやすいよう十分に配慮します。

方針4：目標使用年数の方針

鉄筋コンクリート造の法定耐用年数は47年ですが、これは減価償却費を算定するためのものであり、調査研究では物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がされ、コンクリート強度の確保及び中性化の進行が抑制されている場合には約80年程度、さらに技術的には100年以上の長寿命化も可能であるとされています。

本計画では、学校施設の主要構造である鉄筋コンクリート造の建物を、長寿命化せずに改築する場合には耐用年数を60年、長寿命化した場合の目標耐用年数（目標使用年数）を80年と設定します。なお、鉄骨造等の建築物やその他の構造による附属建物の耐用年数と目標耐用年数については、改修周期にあわせ計画的に改修及び更新を行うものとしします。

学校施設の鉄筋コンクリート造による建物の目標使用年数

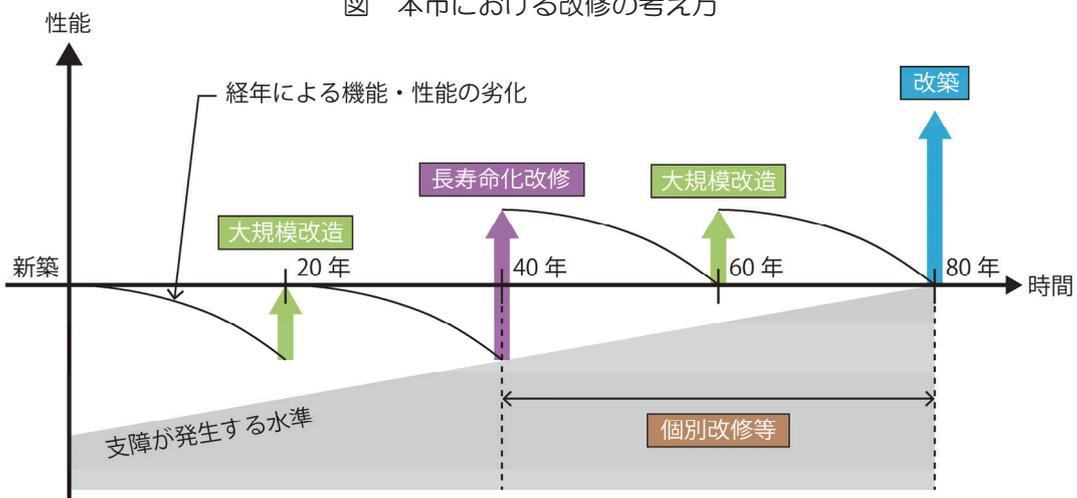
耐用年数（長寿命化せずに改築する場合）	60年
目標耐用年数（目標使用年数）	80年

方針5：改修周期の設定方針

施設の標準耐用年数を基本として、竣工後約20年で機能回復のための大規模改造を行い、耐用年数の中間期となる40年で機能向上のための長寿命化改修を行います。その後は部分改修等を行いながら目標耐用年数の80年で建物の建替えを行うものとします。学校施設の更新は規模が比較的大きいことから、年度ごとの市の財政負担が大きくなるため、建物の更新等を行う際には同じ施設類型内だけでなく、他の施設類型の建物の更新等を視野に入れ、市の財政負担の平準化を考慮しながら、計画的に事業を実施するものとします。

築年数	事業区分	工事内容
0年	新築	建物の新設
20年	大規模改造	内外装・設備の更新
40年	長寿命化改修	内外装・設備の更新 必要に応じて躯体の改修工事
60年	大規模改造	内外装・設備の更新
80年	改築	建物の更新

図 本市における改修の考え方



【参考】 部位ごとの更新周期

- ・ 建物を構成する主要な部位ごとの計画更新周期の目安を設定する。
- ・ 施設ごとに異なる個別の仕様や材料等に応じて適切な時期に更新する。

工種	部 位	計画更新周期の目安 (年数)	目標更新周期 (○更新)		
			20年目	40年目	60年目
建築	屋上防水・屋根	15～30年	○	○	○
	外壁仕上げ	15～20年	○	○	○
	内装	20～60年	部位による	○	部位による
電気設備	受変電設備等	25～30年	○	○	○
	電気設備一般	20～25年	○	○	○
	防災設備	20年	○	○	○
機械設備	空調・換気設備	15～30年	○	○	○
	給排水・衛生設備	10～30年	○	○	○
	消火設備	20～30年	○	○	○
	昇降機設備	25～30年	○	○	○

建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部）より作成

【参考】 長寿命化改良事業の補助要件（概要）

1 対象校

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園含む。）

2 長寿命化改良事業の対象となる建物（次の条件を全て満たす建物）

- ア 建築後40年以上経過したもの
- イ 今後30年以上使用する予定のもの
- ウ 構造体劣化状況等調査の結果、下記の「3工事内容」に示す工事を要する学校
また、コンクリート強度等の観点から、長期的に使うことが適切な学校

3 工事内容

必ず実施する工事

- ・ 水道、電気、ガス管等のライフラインの更新（ただし、既に更新済みの場合や、将来計画的に更新することが決まっている場合は実施を要しない。）
- ・ 鉄筋コンクリート造及びコンクリートブロック造の場合、少なくとも、以下のa～cの内いずれか1つ以上の工事
 - a コンクリートの中性化対策 b 鉄筋の腐食対策 c 鉄筋のかぶり厚さの確保
- ・ 鉄骨造の場合、少なくとも、以下のa、bの内いずれかの工事
 - a 鉄骨の腐食対策 b 接合部の破損の補修
- ・ 木造の場合、構造体の腐朽対策（土台、柱、梁等）

原則として実施する工事（工事を要しない特別な理由がない限り、原則として実施）

- ・ 耐久性に優れた材料等への取り替え（劣化に強い塗装・防水材等の使用）
- ・ 維持管理や設備更新の容易性の確保
- ・ 少人数指導など多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる環境の提供
- ・ 断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策

出典：公立学校施設整備事務ハンドブック（令和元年）より抜粋

第5章 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準

5-1 改修等の整備水準

長寿命化改修の実施に当たっては、単に建築時の状態に戻すだけでなく、建物の長寿命化や設備機器等の更新により建物の耐久性を高めるとともに、安全安心で快適な学習環境への改善を目的として、現代の社会的な要求に応じることのできる水準を確保します。

1 安全安心な学校施設の確保

- ① 屋上防水及び屋根改修（メンテナンス性の向上や高耐久な建材の使用、断熱化）
- ② 外壁・外部建具改修（コンクリートの中性化、断熱化、周辺環境に合わせた塗装）
- ③ 内装改修（防火性能の現代化、明るい色調、防音壁）
- ④ 電気設備改修（省エネルギー機器に更新、発電施設の設置）
- ⑤ 機械設備改修（省エネルギー機器に更新、水道・ガス配管の更新）
- ⑥ 外構改修（外周フェンスや運動場フェンスの更新、雨水排水対策）
- ⑦ 防犯対策（防犯カメラの設置、緊急通信設備の整備）
- ⑧ 防災機能の強化（災害時に使用できる給水設備、発電施設、蓄電施設、備蓄庫の整備、マンホールトイレ設置）
- ⑨ 非構造材の耐震化（什器類の固定）

2 快適性が確保された学校施設の確保

- ① 全教室に空調設備の整備
- ② トイレ改修（洋式化、乾式床、節水型便器）
- ③ バリアフリー改修（多目的トイレ、段差解消、EV 設置）
- ④ 内装改修（ロッカー類の更新）
- ⑤ 配膳室改修（メンテナンス性の向上、衛生の向上）
- ⑥ その他（通信設備の更新）

3 環境に配慮した学校施設の確保

- ① 電気設備改修（省エネルギー機器に更新、発電施設）〈再掲〉
- ② 機械設備改修（省エネルギー機器に更新、水道・ガスの外配管）〈再掲〉
- ③ エコ改修（複層ガラス、LED 照明、人感センサー等）

4 多様な教育・学習活動に適応した学校施設の確保

- ① 多様な学習形態に対応できる空間の確保（移動パーテーション）
- ② 教育環境の向上改修（電子黒板、上下スライド式黒板、音楽教室の防音）
- ③ ICT 環境の充実（次世代を見据えた通信設備の敷設・更新）

5 地域の拠点としての学校施設の確保

- ① 防災機能の強化（災害時に使用できる給水設備、発電施設、備蓄庫整備、マンホールトイレ設置）〈再掲〉
- ② バリアフリー改修（多目的トイレ、段差解消、EV 設置）〈再掲〉
- ③ 避難所利用を想定し、体育館の衛生環境の強化（洋式化、乾式床、節水型便器）
- ④ 非構造材の耐震化（什器類の固定）〈再掲〉

なお、対象施設の更新や改修の際には、学校施設に対する社会的要請に配慮しつつ、本計画において設定した方針及び整備水準をもとに、実施計画内容と改修等を行う時点の最新の技術や材料を踏まえ、具体的な検討を行った上で仕様を決定します。

改修等にかかる留意事項

機能性 （社会的要請）	将来の機能向上や用途変更、統廃合への対応力と柔軟性
耐久性	ライフサイクルコストへの配慮等
メンテナンス性	点検、維持管理、改修、更新等の容易性
環境への配慮	環境負荷低減、省エネルギー等
工事における配慮	工事期間中の学校施設利用者等に対する安全確保 授業や学校行事等への影響を最小化する工期の設定

5-2 維持管理の項目・手法

本市の学校施設を長く健全に維持していくためには、施設管理者等の日常点検による故障や不具合等の兆候の早期発見と報告、有資格者による建築基準法第12条点検、さらに法令に定められた設備機器の定期点検を組み合わせた点検調査による計画的な修繕を実施していく必要があります。

比較的大規模な不具合や機器類の修繕については、下表のとおり調査と点検を行い、その結果を踏まえて修繕の内容と実施時期を調整し対応します。

また、日常点検により報告された比較的小規模な不具合等に対する修繕についても、児童・生徒の安全確保や学校運営に十分配慮し随時実施していきます。

点検・調査	調査者	実施年度						
		1	2	3	4	5	6	7
日常点検	施設管理者等	●	●	●	●	●	●	●
建築基準法第12条点検	一級建築士等有資格者	●			●			●
設備機器定期点検	専門業者等	設備機器ごとの定期点検						

点検・調査	調査項目
日常点検	「学校施設の点検チェックシート」等による
建築基準法第12条点検	「特定建築物定期調査業務基準」による
設備機器定期点検	設備機器に関する法令に準拠する

本計画を効率的かつ効果的に進捗していくに当たり、学校施設の基礎情報に加え、点検調査結果や改修履歴などを適切に記録し、情報を一元管理することが必要です。

本市では、従前より毎月の点検結果が施設担当課へ報告されています。今後は「学校施設の点検チェックシート」に基づいた点検を実施し、随時、必要な修繕等を実施していきます。

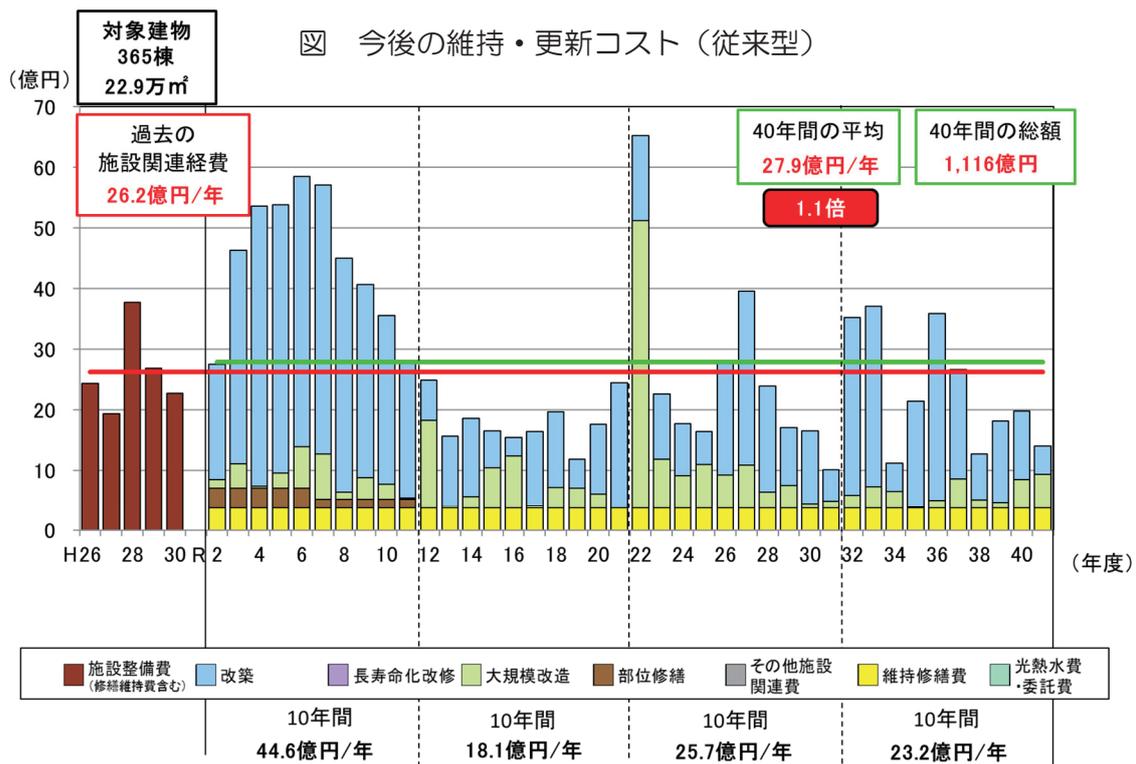
第6章 長寿命化の実施計画の策定

6-1 維持・更新コスト（事後保全型・予防保全型・本市モデルの検討）

効率的かつ効果的な整備及び長寿命化を行うために、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき、今後40年間の維持・更新にかかる費用について「(1)従来型(事後保全型)」「(2)長寿命化型(予防保全型)」「(3)長寿命化型(本市モデル)」の3パターンを検討します。

1 従来型（事後保全型）

従来からの劣化が表面化してから対応する事後保全的な修繕や改修を今後も続けた場合における今後の維持・更新コストを概算すると、今後40年間の更新費用総額は約1,116億円となります。1年当たりによると約27.9億円/年となり、過去の施設関連経費（過去5年間の平均値）約26.2億円/年の約1.1倍に相当し、過去5年間の平均値を毎年約1.7億円上回る結果となりました。



従来型（事後保全型）の費用試算条件（校舎の場合）

・基準年度：2019年 ・試算期間：基準年度の翌年度から40年間

【改築】

・単価：330,000円/㎡

・更新周期：40年

・工事期間：2年

※実施年数より古い建物の改修を10年以内に実施

【大規模改造】

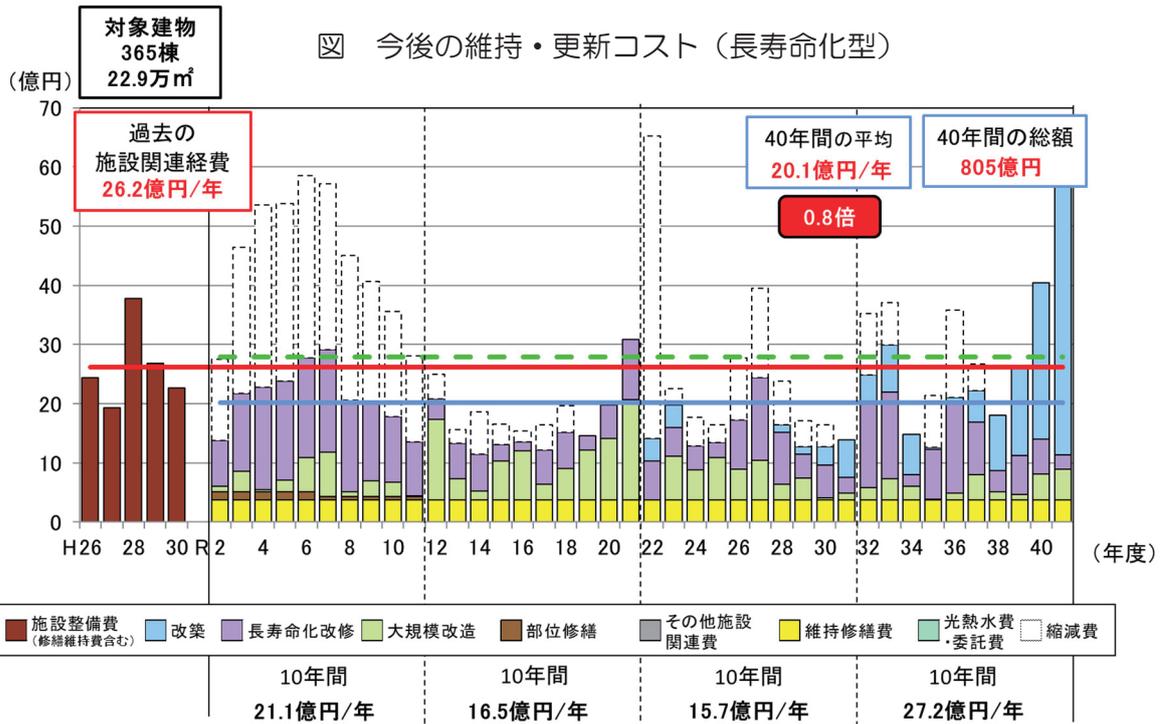
・単価：165,000円/㎡（改築の50%）

・実施年数：20年周期

・工事期間：1年

2 長寿命化型（予防保全型）

長寿命化型（予防保全型）の計画的な修繕や改修を行った場合における今後の維持・更新コストを概算すると、今後40年間の更新費用総額は約805億円となり、従来型よりも約311億円のコスト縮減となります。1年当たりになると約20.1億円/年となり、従来型よりも約7.8億円/年縮減し、過去の施設関連経費約26.2億円/年の約0.8倍に相当し、過去5年間の平均値よりも毎年約6.1億円下回る結果となりました。



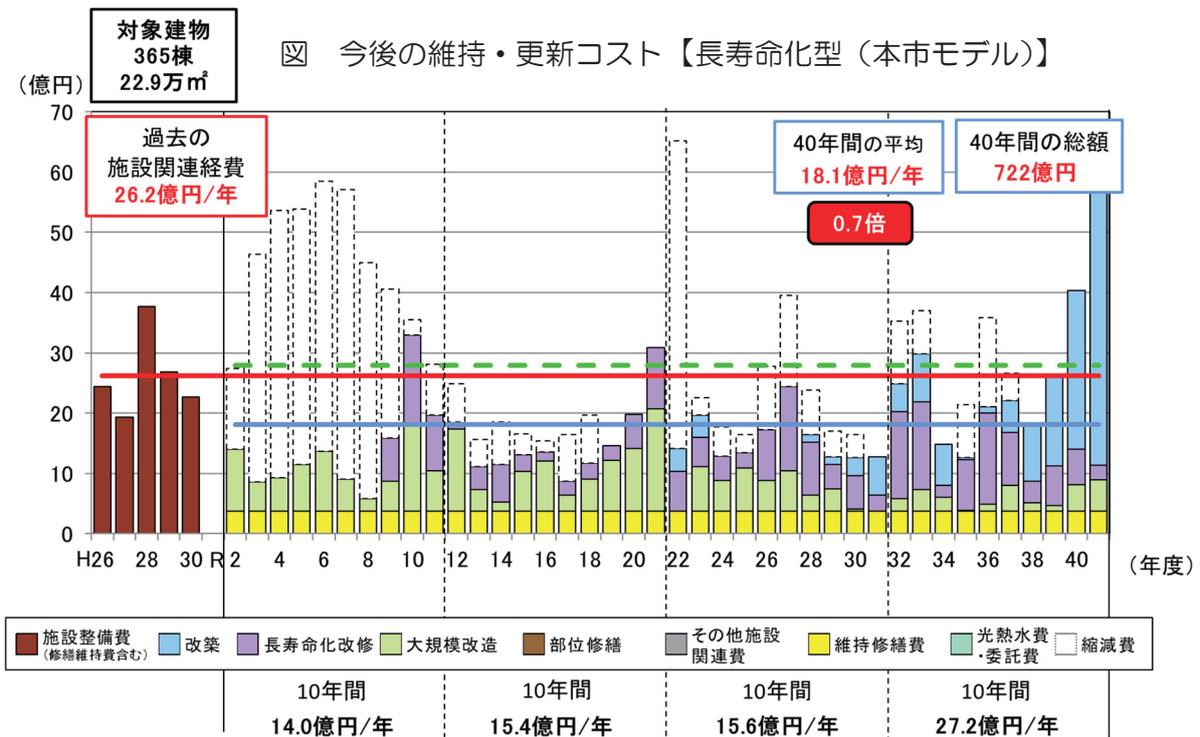
長寿命化型（予防保全型）の費用試算条件	
<ul style="list-style-type: none"> 基準年度：2019年 試算期間：基準年度の翌年度から40年間 	
<p>【改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単価：330,000円/㎡（校舎、園舎） 200,000円/㎡（屋内運動場、武道場、部室） 280,000円/㎡（地域・学校連携施設） <p>更新周期：80年（長寿命）</p> <p>60年（改築、要調査）</p> <p>工事期間：2年</p> <p>※実施年数より古い建物の改築を10年以内実施</p>	<p>【長寿命化改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単価：170,000円/㎡（校舎、園舎） 120,000円/㎡（屋内運動場、武道場、部室） 168,000円/㎡（地域・学校連携施設） <p>※改築の60%</p> <p>改修周期：40年</p> <p>工事期間：2年</p> <p>※実施年数より古い建物の改修を10年以内実施</p>
<p>【大規模改造】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単価：82,500円/㎡（校舎、園舎） 50,000円/㎡（屋内運動場、武道場） 70,000円/㎡（地域・学校連携施設） <p>※改築の25%</p> <p>実施年数：20年周期</p> <p>※ただし、改築、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない</p>	<p>【部位修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> D評価：今後5年以内に部位修繕を実施 C評価：今後10年以内に部位修繕を実施 <p>※ただし、改築、長寿命化改修、大規模改造を今後10年間に実施する場合を除く</p> <p>A評価：今後10年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額を差し引く</p>

3 長寿命化型（本市モデル）

本市においては、長寿命化型（予防保全型）改修を行うことで、従来型に比べ今後40年間の維持・更新コストを約28%程度圧縮できる結果となりました。

また、従来型に比べ10年毎の維持・更新コストが均されていること、コンクリートの廃棄物量や二酸化炭素排出量も大幅に削減でき地球環境に優しいこと、将来的な児童・生徒数の減少期における施設更新に備え、適正規模・適正配置、施設の統廃合等について慎重に検討する期間が設けられることなどから、長寿命化改修を実施します。

学校施設の重要性を認識している本市では、これまでも計画的に改修事業を実施してきました。その結果、長寿命化改修時期に到達した施設においても良好に維持されているものが多数あり、その実態に沿って、今後6年間についてもおおむねの実施計画を作成しています。その計画を実施することによる施設の改善を織り込んだ本市モデルを構築すると、今後40年間の維持・更新コストは、従来型に比べ35%程度縮減し、特に当初10年間の維持・更新コストは、過去の施設関連経費の半分程度にまで縮減することができます。



6-2 改修等の優先順位付け

1 実施計画の基本的な考え方

本計画を実現するために「学校施設整備の基本的な方針等」に基づき、「実施計画」を策定しますが、将来の園児・児童・生徒数や経済・社会情勢の変化に合わせて、実施計画期間を5年ごとに区切り、見直しを行いながら改修等の対策を進めていくこととします。

本市で策定する実施計画の基本的な考え方は次のとおりです。

◇長寿命化改修・大規模改造及び部位修繕に関する考え方

- (1) 施設整備全体に係る費用を縮減し、限りある予算で本計画を実現する必要があるため、長寿命化改修及び大規模改造は、校舎・園舎、体育館、プール付属棟とし、倉庫等は部位修繕にて対応します。なお、プール付属棟の長寿命化改修は、他校との共用や民間運動施設の利用を検討し、それらが実現できない場合に実施します。
- (2) 外壁や外部建具などの落下の危険性がある部位、放置すれば構造強度の低下を招く部位など、安全確保や施設劣化の抑制に資する場合は、速やかに部位修繕及び構造強度の低下を抑制する改修を検討します。
- (3) 予防保全の観点から、大規模改造は、新築又は長寿命化改修後、20年経過後速やかに実施します。また、40年間を経過した施設は、できるだけ速やかに長寿命化改修を実施します。
- (4) 改修などに当たっては、財政支出面での負担を考慮し、国庫補助事業を最大限に活用し財政支出の縮減を図ります。
- (5) 長寿命化改良事業の国庫補助要件に、事業後30年間の使用義務があるため、既に築45年を経過した学校施設等は、長寿命化改修の実施の是非を検討します。
- (6) 増築により別棟として管理されている場合において、構造的に一体であり、かつ、同時に事業を実施することが合理的である場合は一体的に実施します。
- (7) 学校施設の改修工事の実施は、児童・生徒の安全確保、授業等の学校運営への影響、学校施設の規模や周辺環境を考慮した上で決定します。
- (8) 改修などに当たっては、将来の教育環境を見通しながら必要な整備を行います。

2 改修等の優先順位付けの基本的な考え方

改修等の優先順位付けは、次の点を考慮し決定します。

◇改修等の優先順位付けの基本的な考え方

- (1) 「建築年次」「改修履歴」「施設の運営状況」「園児・児童・生徒数」等を考慮しつつ、本計画における劣化状況調査結果を反映しながら、棟毎に時期を設定します。
- (2) 「改修周期の設定方針」及び本章「長寿命化改修・大規模改造及び部位修繕に関する考え方」に則り、事業実施の是非や時期を設定します。
- (3) 概ね5年後に、その時の「劣化状況」等により優先順位付けや実施する事業を見直します。
- (4) 当初の5年間は、計画年次に基づく事業進捗を基本とします。

6-3 実施計画の策定（10年間）

長寿命化型の今後の維持・更新コストは、学校施設建築後の経過年数をもとに算出された結果です。本市では、学校施設の重要性から、以前より計画的に改修事業を実施してきました。それを踏まえ、今後10年間の計画の趣旨をまとめます。

【今後10年間の計画の趣旨】

- ・令和3年から10年間の実施計画とする。
 - ・「建築年次」「改修履歴」「施設の運営状況」「園児・児童・生徒数」等に考慮しつつ、本計画における劣化状況調査結果も反映しながら棟毎に時期を設定する。
 - ・5年以内に大規模改造又は長寿命化改修を行う予定の施設に関しては、部位修繕を計上しない。
 - ・整備費の大きい事業は2年に分割する。
- ※なお、対象施設の更新や改修の際には、本計画において設定した方針及び整備水準をもとに、実施計画内容と改修等を行う時点の最新の技術や材料を踏まえ、具体的な検討を行った上で仕様を決定する。
- ※施設の維持更新に係る予算は、過去の施設関連経費と比較すると減少している。そのため、施設の長寿命化にとどまらず、民間ノウハウ・民間資金の活用、公共施設全体の建物劣化度及び施設重要度を踏まえた改修等の優先順位の検討を行い、さらなるコストの削減に努める必要がある。

第7章 長寿命化計画の継続的運用方針

7-1 情報基盤の整備と活用

今後、策定した実施計画を見直し、効率的かつ効果的に進捗していくに当たり、学校施設における過去の改修・修繕履歴などの基礎情報に加え、調査結果などを適切に記録し、情報を一元管理することが必要です。

学校施設の老朽化状況について、本計画において把握した項目や評価、建築基準法第12条点検等の法定点検、管理者における日常点検の結果、修繕情報、施設の状態や過去の改修履歴、不具合状況などのデータベース化を検討し、あわせて公立学校施設台帳にある基本情報を確認・整合・反映させながら適切に管理していきます。

- 公立学校施設台帳（幼稚園等含む）…学校施設の基本情報
- 日常点検報告……………日常的な学校施設の点検情報
- 定期・法定点検報告……………点検時の指摘事項等
- 本計画における劣化状況調査結果……………施設劣化状況及び相対的な老朽度の評価

各データは、施設状況に変更が生じた際や改修、報告等が行われた際に適宜更新するほか、毎年度、更新の有無を含め内容を確認します。

7-2 推進体制等の整備

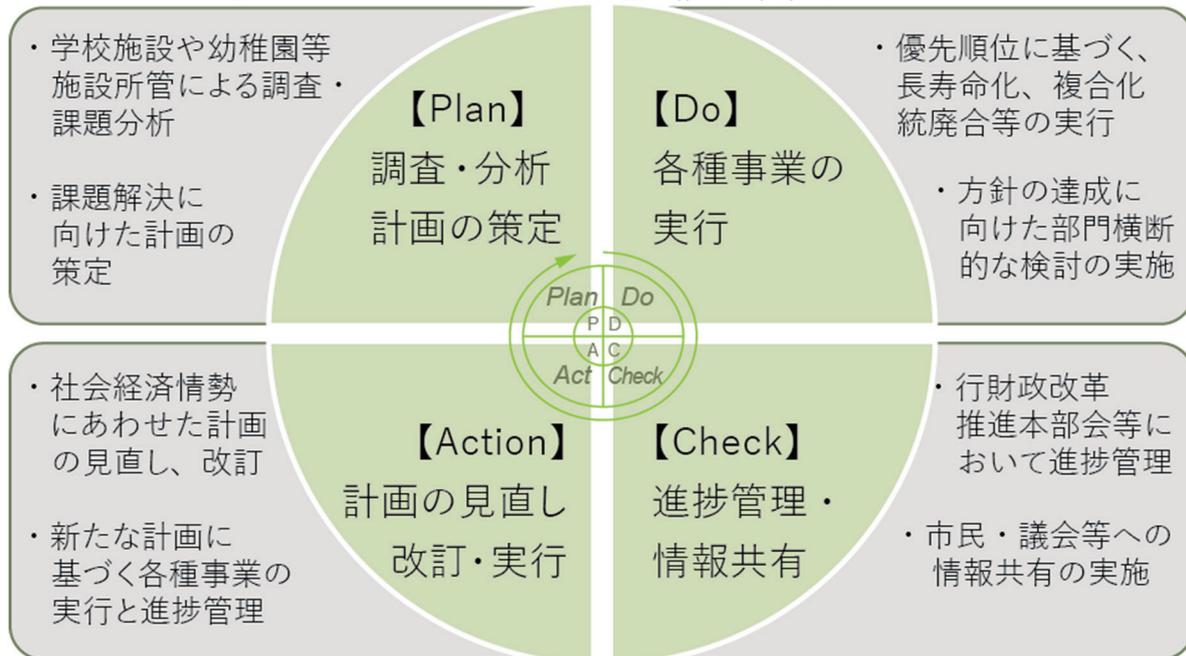
本計画を実効性のあるものとし、学校施設のマネジメントを可能とするためには、東近江市公共施設等総合管理計画に則った推進体制が必須です。学校施設を効率的に維持管理するために、施設管理者のみならず庁内横断的な組織を構築し、調整を行いながら、実施計画の策定及び本計画の見直し等を行い、学校施設長寿命化計画を推進していきます。具体的には、主に以下のとおり取り組んでいきます。

- ① 公共施設等全体の情報収集、更新や維持管理に関する調整等を行う。
- ② 財務部門と密接に連携を行い、中長期的な財政状況を注視する。
- ③ 更新、修繕工事の優先順位付けを行う。

7-3 フォローアップ

本計画の策定（Plan）、個別計画に基づく各事業の実行（Do）、事業実施の進捗管理、市民や議会等への情報共有（Check）、今後の社会経済情勢を勘案した計画の見直し、改訂と実行（Action）のPDCAサイクルにより、10年間の計画期間で見直しを行いながら、持続可能な施設整備及び運営管理を行います。

図 PDCAサイクルによる計画の推進や見直しのイメージ





東近江市学校長寿命化
（個別施設）計画
令和3年（2021年）3月

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市教育委員会教育施設課

TEL 0748-24-5670

FAX 0748-24-5694

東近江市こども未来部幼児施設課

TEL 0748-24-5625

FAX 0748-23-7501